

世界の通信ビジネスの最新情報誌



1996 May







CONTENTS

WORLD	
《WTO》 WTO基本電気通信交渉の意義(前編) 電気通信サービス市場のパラダイム・シフトの中での WTO 基本電気通信交渉の意義、影響を考察する。	. 3
AMERICAS	
《企業戦略》 電気通信法の改正以後の主な事業者の動向 RBOCsの長距離サービス提供の解禁、対するIXCsの市内サービス進出など、相互参入の動きが活発化し、競争激化の様相。 買収・合併の動きも加速化へ。	14
《企業戦略》 SBCコミュニケーションズとパシフィック・テレシスが合併	22
《国際再販 / 計算料金》 国際単純再販の対地にスウェーデンが加わる 不十分なセーフガードの評価が焦点。テリアが自主的に発行する相互接続タリフにより実効的な同等性が認められるとされた。	24
ASIA 《アジア全般》 ベトナム、中国における固定電話網の整備計画	30
完全自由化指令を正式採択	41
《フランス》 FT労組のストは低調? 4 月 11日 のストライキで、組合員の参加率が約 45% に落ち込む。早期にFT民営化なるか ?	44
《スペイン》 テレフォニカ、国際電話料金を引き下げ 完全自由化の猶予を返上したスペインでは、一刻も早い競争環境の整備が求められている。	44
《ベルギー》 ベルガコムに新出資者現る ベ ルギーの2つの銀行と持ち株会社が 5% を取得。	45
《イタリア》 テレコム・イタリア、国際電話料金を引き下げポスト98 年を睨んだリバランシングであると共に、コール・バック対策も ?	45
《ギリシャ》 OTEの株式売却成功 購入申込が殺到したため、 6% 放出の予定を変更して8%に。	



WORLD

WTO

WTO 基本電気通信交渉の意義(前編)

■ 電気通信サービス市場のパラダイム・シフトの中でのWTO基本電気通信交渉 の意義、影響を考察する。

1986年9月に開始が決定されたGATT (General Agreement on Tariffs and Trade) ウルグアイ・ラウンド交渉は、周知のとおり、従前からGATTで取り扱われてきた物品に関する貿易問題に係る交渉 (GNG:Group of Negotiations of Goods) とともに航空運送、金融、電気通信といったサービス貿易に係る交渉 (GNS:Group of Negotiations of Services) を組入れ進められてきた。その結果、1993年12月、GATT 貿易交渉委員会 (TNC:Trade Negotiations Committee) にて最終議定書が採択され、翌1994年4月、モロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において、加盟国が「世界貿易機関 (WTO:World Trade Organization)を設立するマラケシュ協定」に署名し、1995年1月1日WTOが正式に発足した。

電気通信サービスについては、WTO協定のうち、他のサービス貿易分野とともに「サービスの貿易に関する一般協定(GATS:General Agreement on Trade in Services)」の中で規定され、サービス固有の問題については、その「電気通信に関する附属書」(いわゆる、テレコム・アネックス)に補足的に規定されることとなった。

GATSでは、GATTの理念を背景に、サービスの貿易においても、従来の二国間協定の枠組みではない多国間ルールによる、基本的に非関税障壁のない自由貿易体制を目指している。電気通信分野においても、具体的には、米国の提案(1992年初頭頃、後述)に端を発するかたちで、基本電気通信交渉グループ(NGBT:Negotiation Group of Basic Telecommunications)を設置し、交渉期限を1996年4月30日として、高度通信サービスのみならず基本電気通信サービスの自由化について鋭意交渉が進められてきている。

本稿においては、電気通信分野において、いわゆる「パラダイム・シフト」を引き起こしている一要因として、グローバルな規制の枠組みから規制緩和による自由 化の流れを捉え、その中でWTO基本電気通信交渉を重要なファクターとして位置づけ、米国及び欧州委員会の政策とも関連づけながら、その意義、影響について考察してみることとする。 (寺嶋 眞)





VORLD

1.WTO基本電気通信交渉への流れ

現在、電気通信サービス分野において大きなうねりを巻き起こしているパラダイ ム・シフトが基本電気通信サービスの自由化、つまり専用線単純再販の開放を始め とする基本音声サービスの自由化への要求にも根ざしているとすれば、その起点は 国際VAN (IVAN)の自由化、具体的には、日米IVAN交渉 (1987年)及びITUに おけるWATTC-88 (1988年) にまで遡ることができると考えられる。

本項においては、先ず、ここを出発点としたWTO基本電気通信交渉への流れを 概観してみることとする。

(1) WTO 基本電気通信交渉までの過程

1986年 9月 GATT ウルグアイ・ラウンド交渉の開始が決定

1987年 3月 日米IVAN交渉合意

1987年 6月 欧州委員会、「電気通信サービスと端末機器の共通市場の発展に 関するグリーンペーパー」発表

1988年12月 ITU WATTC-88 (於:メルボルン) 開催、国際電気通信規則 (ITR) の制定

1990年 6月 欧州委員会、「電気通信サービスの自由化に関する指令」及び 「ONP 枠組指令」を採択

1991年 7月 ITU CCITT 勧告D.1 改正

1991年12月 WTOサービス協定案(サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)案及び各サービス附属書案) いわゆるダンケル案、 の発表

1993年 3月 ITU CCITT 勧告 D.6 廃止

1994年 4月 WTO協定(WTO設立協定及びその附属書から成る)成立 (於:モロッコ・マラケシュでの加盟国閣僚会合)

1994年春以降、WTO基本電気通信交渉が本格化

1994年 6月 欧州委員会における、「バンゲマンレポート」の発表

1995年 1月 WTO正式発足

1995年 2月 先進7か国(G7)情報通信サミット(於:ブラッセル)

1996年 2月 米国通信法改正

1996年 3月 欧州委員会、「基本音声及びインフラに関する完全自由化指 令」を採択

1996年 4月30日 WTO基本電気通信交渉、交渉期限

(2)主要事項の意義

前項で示したWTO基本電気通信交渉への流れのうち、世界的な規制緩和、自由 化へのパラダイム・シフトとの関連で特に重要な事項について、その意義を以下の とおり考察してみた。

日米IVAN交渉合意(1987年3月)~二国間協定による専用線の利用制限の緩和 ユーザー側の便益を優先する観点から、日米間IVANサービスが結果的には、 当時のCCITT勧告D.1及びD.6をバイパスするかたちで、二国間協定の枠組みの 中で開始された。これに伴い、我が国においては、1987年6月、電気通信事業法 が改正され、「約款外役務」の概念が導入された。





その後、1990年にIVANサービスの範囲拡大の一般化が日米間で合意された。 ITU WATTC (1988年12月) における国際電気通信規則 (ITR) の制定

ITRの規定の中で、第1.3項において「電気通信手段の世界的な相互接続及び相互運用」をうたう一方、第9.1項において二国間協定での「特別取極」によって、ITUナイロビ条約第31条に基づき、「連合員全般に関係しない電気通信の問題に関し、締結することができる」とし、実質上、二国間協定によって、ITUでの勧告を考慮しつつも遵守はしなくともよいかたちで、IVANサービスなど高度通信サービスを提供できる可能性が開かれた。

さらに、発展途上国などが中心となって、本第9.1条の二国間の「特別取極」がそれ以外の国の公衆網に悪影響を及ぼす懸念を、希望第1 (OPINION No.1)として表明した一方、米国はITRが電気通信サービスの提供において各国の主権を強く認めていることに反発し、さらにCCITT勧告が "voluntary consideration" のために策定されているとの見解を示した上で、ITRの承認について留保を表明した。

欧州委員会における「電気通信サービスの自由化に関する指令」及び「ONP枠組指令」の採択(1990年6月)

1987年6月の「電気通信サービスと端末機器の共通市場の発展に関するグリーンペーパー」に基づき、1) 音声電話など基本サービスを除く電気通信サービスの自由化、2) VANサービスの完全自由化、3) 規制機関と運用機関の分離、4) データ伝送における単純再販の自由化、5) PTT によるインフラ独占を承認するとともに、自由化に伴い各サービスの競争条件、ネットワークのインターフェイス、利用条件の調和などを規定し、欧州域内のサービス自由化に向け、実質的な一歩を踏み出した。

CCITT 勧告 D.1 の改正 (1991年7月) 及び D.6 の廃止 (1993年3月)

前述のWATTC-88 において策定されたITR 第9.1 項を踏まえるかたちで、勧告 D.1 を改正し (D.6 は廃止してD.1 に吸収)、国際専用線の利用について、各国の 国内法に従うとの原則のもと、専用線による他人の通信の媒介、再販、専専専接 続、及び関係国間の合意に基づく公専公接続の形態が認められることとなった。

国際電気通信規則 (ITR) 第9.1項における二国間の「特別取極」及びCCITT 勧告D.1の改正は、とりもなおさず、ITU による世界的な規制の枠組みの終焉の始まりであるとともに、基本電気通信サービスの自由化及び競争導入へのキックオフであったと意義づけることができると考えられる。

なお、ITUは1992年12月に臨時全権委員会議を開催し、戦略計画部門を新設するなど電気通信分野ないしITUを取り巻く新しい状況に対応するための組織改革、機能改革を決定した。

欧州委員会における、「バンゲマンレポート」の発表(1994年6月)

本レポートは、欧州における情報ハイウェイ構築のため、各国PTTに留保されていた電気通信ネットワーク・設備の独占撤廃を含む抜本的な規制緩和の必要性を提唱したものであり、欧州における完全な電気通信自由化を促進するための大きなステップとして意義づけることができる。

米国通信法改正(1996年2月)

一定の条件のもとで、地域レベルでの競争の導入及び地域電話会社 (LECs) の長距離電話市場への参入が実現された。なお、外資規制については相互主義を





VORLD

原則とした暫定的な規則を決定している(情報番号95-12111参照) 欧州委員会における、基本音声及びインフラに関する完全自由化指令の採択 (1996年3月)

EU域内における1998年1月1日からの基本音声サービス及び公衆電気通信イ ンフラの構築・提供の自由化が正式に法定化された。

WTO における GATS 及びその電気通信に関する附属書の制定・成立、及び基本 電気通信交渉の開始(1991年12月のダンケル案から1994年4月のWTO協定成 立を経て、基本電気通信交渉の本格化、今日に至るまで)

電気通信サービスにおける自由化が、サービス提供・利用の機会の拡大、規制 や制限の削減によって進められつつあることと、GATTの理念である自由貿易体 制の理念との類似性から、ウルグアイ・ラウンドにおいては、電気通信サービス を多国間サービス貿易体制に組み込むことで、その自由化を促進していくことと なった。

一方、1992年初頭、米国が、GATSが高度通信サービスの自由化の枠内に限 られた場合、基本電気通信サービスについては、米国が最も自由化が進んでおり、 最恵国待遇の原則のもとでは、世界の主要マーケットを擁する他のメンバー国か らの大幅な市場アクセスを認めてしまうとの観点から、他の主要国(日本、EC を含む12加盟メンバー)の国内長距離、国際の基本サービスへの市場アクセ ス・内国民待遇が米国と同等の条件となるレベルまで自由化しない限り、最恵国 待遇を適用除外とする旨表明した。これに対し、米国以外の主要国は、上記米国 の最恵国待遇の適用除外要求は、GATS における多国間協定をなし崩しにし、相 互主義や二国間協定への途を残しておくものであるとして反発したのに端を発 し、基本電気通信に係る自由化についての交渉が1996年4月30日を交渉期限と して進められることとなった。

この米国のスタンスには、後にも詳細検討を行なうが、米国通商政策における いわゆる二国間交渉での枠内での、相互主義と最恵国待遇の適用除外と表裏一体 をなす一方的措置 (スーパー301 条発動による制裁など) の概念を垣間見ること ができる。

その他パラダイム・シフトをもたらしている状況

前述のITU、WTOの国際機関における展開とともに、世界的レベルでは、技 術面を含めた情報インフラの整備・発展の重要性について産業政策面などからの アプローチを行なった、G7情報通信サミット (1995年2月) やOECD における アクションも見逃せないものとなっている。特にOECD においては、科学技術産 業局(DSTI)傘下の情報・コンピュータ通信・政策委員会(ICCP)を中心に従 来から加盟国政府レベルで研究が進められている。

国際的枠組みからみれば、社会基盤、経済活動としての電気通信分野の重要性 の定着を背景に、電気通信サービスが、従来のITUの枠組みにとらわれず、 WTO、OECD、そして多国間首脳会合といったレベルで大きな広がりをもって 議論されていくようになったことが、現在のパラダイム・シフトの一要因となっ ていると言えよう。

2.WTO協定、サービスの貿易に関する一般協定及びその電気通信に関する附属書 の枠組み・意義





本項では、1994年4月に成立したWTO協定、及びこれに含まれるサービスの貿易に関する一般協定(以下、GATSという) さらにGATSの中での電気通信に関する附属書(テレコム・アネックス)の枠組み、意義について概説することとする。

(1) WTO 協定の枠組み

WTO協定は、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定(以下、WTO 設立協定という)及びその附属書一から四により構成されている。

WTOの加盟国となるためには、このうち、「WTO設立協定」及び「附属書ーから三までに含まれる各協定・了解等」全てを一括して受諾しなければならない。 以下、WTO協定全体の枠組みを概観してみることとする。

WTO 設立協定

附属書 一

- ・附属書 一A 「物品の貿易に関する多角的協定」 本附属書には、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定(GATT 1994)」、「農業に関する協定」、「繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定」などが含まれる。
- ・附属書一B 「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」 本附属書にはGATS本体のほか、「GATS第二条(最恵国待遇)の免除に 関する附属書」、「航空運送サービスに関する附属書」、「金融サービスに関す る附属書」、「電気通信に関する附属書」(テレコム・アネックス)及び基本 電気通信に係る最恵国待遇並びに最恵国待遇の適用除外についての発効日を 定めた「基本電気通信の交渉に関する附属書」などが含まれる。
- ・附属書 一 C 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

附属書二 「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」

附属書三 「貿易政策検討制度」

附属書 四 「複数国間貿易協定」

本附属書は、「国際酪農品協定」及び「国際牛肉協定」から成る。 その他、政府の決定及び宣言文が収録されており、この中に1996年4月30日 を期限として、基本電気通信交渉を行なう旨の決定が含まれている。

(2) GATS 本体の枠組み及び概要 (附属書 - B)

1) GATS **本体の枠組み**

GATS本体では、「透明性及び漸進的な自由化を確保しつつサービスの貿易を拡大する」ため、これと不可分の一体をなす附属書で取り上げられた航空運送、金融、及び電気通信を含む全てのサービス分野を包括する、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置に係る概念、原則、及び規則を定めている。

2) GATS 本体の概要及び意義

GATS本体は、全6部計29条からなり、特に重要な規定は以下のとおりである。

<第一部 適用範囲及び定義>

サービス貿易の提供形態(第1条2)

サービス貿易の提供形態として考えられる次の4つの形態を定めている。





VORLD

- (a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供 ~ 越境による提供
- (b) **いずれかの**加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国の サービス消費者に対して行なわれるもの~国外消費による提供
- (c) **いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国の** 領域内の業務上の拠点を通じて行なわれるもの
 - ~ <u>商業拠点による提供</u>
- (d) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加 盟国の領域内で、(サービス提供者の)加盟国の自然人の存在を通じて行な われるもの~自然人の存在による提供
- <第二部 一般的な義務及び規律>

最惠国待遇 (MFN: Most-Favoured-Nation Treatment) (第2条)

最恵国待遇は、歴史的にも多角的貿易協定の根本原則であり、「加盟国は、 この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者 に対し、他の国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利 でない待遇を即時かつ無条件に与える」(第2条1)、つまり外国人と外国人を 区別しない、ことを定めている。

なお、最恵国待遇については、GATSの「第2条の免除に関する附属書」に おいて、ある加盟国が最恵国待遇にそぐわないと判断される措置について、最 恵国待遇の適用を免除される要件を定めている。但し、この最恵国待遇の適用 除外となる各措置は、WTO協定の効力発生後5年以内に審議が行なわれると ともに、適用除外期間が10年を越えてはならないとされている。

電気通信サービスについては、前述のとおり、基本電気通信の自由化につい て、米国が従来から最恵国待遇の適用除外を表明しており、これへの対処が基 本電気通信交渉の成否の鍵を握っているといっても過言ではない。

透明性 (Transparency)(第3条)

加盟国は、「GATS協定の運用に関連を有し又は影響を及ぼす措置」、及び 「サービスの貿易に関連を有し又は影響を及ぼす協定であって加盟国が締約国 であるもの」を公表する原則が規定されている。

本規定は、電気通信サービスについては、演繹的に国際計算料金の公表や制 度に係る措置についての問題を提起する可能性が高いと考えられる。

国内規制 (Domestic Regulation)(第6条)

「加盟国は、特定の約束 (第三部、後述)を行なった分野において、当該分 野に関し......当該特定の約束を無効にし又は侵害する免許要件、資格要件及 び技術上の基準を適用してはならない」(第6条5(a))とし、GATSにおいて加 盟国が自由化の約束を行なったものについて、差別的な取り扱いを行ないうる ような法的措置をとることを禁止している。

政府調達 (Government Procurement) (第13条)

「政府機関が政府用として購入するサービスの調達」については、GATSの 原則である最恵国待遇(第2条) 市場アクセス(第16条) 及び内国民待遇 (第17条)の適用外とするが、「サービスの政府調達に関する多角的交渉を WTO協定が効力を発生する日から2年以内に行なう」としている。

電気通信サービスに係る政府調達はどうなるのか注目される。





一般的例外 (General Exemptions)(第14条)

「公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持」「個人の情報の処理、公表に関連するプライバシーの保護」及び「自国の安全保障」については、GATSの一般的例外事項であると規定している。なお、知的所有権(IPR)の保護については、前述のとおり、WTO協定の附属書一とにおいて取り扱われている。

<第三部 特定の約束>

第三部は、各サービス貿易分野ごとに自由化約束を行なう場合に、自由化を約束するサービスの各セクターとともに、以下に説明する市場アクセス及び内国民待遇について、GATS第1条2に規定するサービスの4つの提供形態ごとの自由化についての制限及び条件、及び自由化に関する追加的な約束を所定の約束表(Schedule of Specific Commitments)に記載することにより、その範囲内で自由化を留保できる措置を規定したもので、サービス貿易の自由化交渉において極めて重要なものである。

なお、当該約束表については第四部に含まれる第20条において記載事項が 定められている。(約束表フォーマットについては別表を参照)

上記約束表に制限及び条件を記載されない事項については、協定の発効に際 して、完全かつ開かれた自由化(競争)を意味することとなる。

市場アクセス (MA: Market Access)(第16条)

「加盟国は、市場アクセスに関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供業者に対し、4つのサービス提供形態(第1条2)について、自国の約束表において合意し、特定した制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること」を定めるものである。

また、約束表に記載される市場アクセスに係る制限については、次のものを含むこととしている。

- ・サービス提供者の数の制限
- ・数量割当て又は経済上の需要を考慮した、サービス取引総額或いは資産総額 の制限
- ・サービスの事業の総数又は指定数量単位によって表示されるサービスの総産 出量の制限
- ・特定のサービス分野或いはサービス提供者が雇用する総人員数の制限
- ・サービス提供者がサービスを提供する上で、合弁事業等事業体の特定の形態 を制限又は要求する措置
- ・外国資本の参加の制限(外資規制)

内国民待遇 (NT: National Treatment)(第17条)

最恵国待遇が「外国人と外国人を区別しないこと」をいうのであるのに対し、 内国民待遇は「自国民と外国人を区別しないこと」を意味する。

本規定では、「加盟国は、4つのサービス提供形態(第1条2)について、自国の約束表において合意し、特定した制限及び条件に従い、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える」ことを定めるものである。

追加的な約束 (Additional Commitments)(第18条)

「加盟国は、前記の市場アクセス及び内国民待遇の規定に基づく約束表への記載の対象となっていない、サービス貿易に影響を及ぼす措置に係る約束に





WORLD

ついて、交渉することができる」ことを定め、各加盟国は、他加盟国が提出した約束表について、規制(制限や条件)に対する自由化要求とそれへの自由化提示について交渉することを確保したものである。

<第四部 漸進的自由化>

「サービス貿易の漸進的な一層高い水準の自由化を達成するために、WTO 協定の発効の日から5年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行なう」ことなどが定められている。

上記のほかGATS本文には、第五部として「制度に関する規定」、第六部として GATSで使用されている用語の定義などを含んだ「最終規定」が収められている。

(3) 電気通信に関する附属書 (テレコム・アネックス) の概要及び意義

1) テレコム・アネックス策定の経緯

電気通信に関する附属書は、GATS本体と不可分の一体であるが、単にサービス貿易の個別分野として特別に配慮する必要性があるため附属書が作成されたというものではない。

そもそも、電気通信サービス分野はサービス貿易に関する交渉(GNS)において、当初から他のサービスの経済活動の基盤となるものとして戦略的重要性が認識されており、かつ1989年に米国からGATS案とともにテレコム・アネックス案(公専公接続、専用線の単純再販の全面自由化が骨格)が出されたことに大きく影響されている。

さらに、GATS本文で定める約束表についての各加盟国からの初期コミットメントは、本質的に付加価値サービスのみをオファーするものであることが当時の状況から容易に判断されたため、電気通信サービスの自由化をより促進する観点から、電気通信網及びそのサービスのアクセス並びに利用に関する措置を明確にし、内容を強化する作業が行なわれた結果、策定されたものである。

2) テレコム・アネックスの概要

テレコム・アネックスは全7条からなるが、本項ではこのうち重要と考えられる部分について、その概要及び意義について考察することとする。 目的(第1条)

電気通信サービス分野が、「経済活動の一の分野として及び他の経済活動の基礎となる伝送手段としての二重の役割を有することを認め、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス(Public telecommunications transport networks and services)へのアクセスと利用に影響を及ぼす措置に関し、この協定(GATS協定)の規定に基づいて詳細に定めることを目的として次のとおり合意した。したがって、この附属書は、この協定の注釈及び補足規定を定める。」としている。

つまり、ここでは電気通信サービス分野があらゆる経済活動分野の基盤となっていることを認めること、公衆伝送網及びサービスへのアクセス・利用について詳細に定めることが本アネックスの目的であることを明示している。 定義(第2条)

本アネックスにおける用語の定義を、「電気通信」、「公衆電気通信の伝送サービス」、「公衆電気通信の伝送網」及び「企業内通信」について行なってい





る。なお、「公衆電気通信の伝送サービス」は、「公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求されている電気通信の伝送サービス」と定義づけられており、「基本サービスと高度通信サービス」又は「設備ベースと非設備ベース」という区分はされておらず、何が公衆一般に提供されるサービスとみなされるかが問題となりうる。

透明性(第3条)

「公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス及び利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であること」を求め、具体的には、「料金」、「その他のサービスの条件」、「技術的インタフェースの仕様」、「技術的標準について責任を有する機関の情報」、「端末その他の機器の接続に適用される条件、届け出、登録、免許の要件」が掲げられている。

公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用(第5条)

(a) 「各加盟国は、その約束表に記載したサービスの提供に際して、他の加盟国の サービス提供者が、非差別的に、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへの アクセス並びに利用が認められるよう、確保する。」

ここで言う「非差別的」とは、GATS原則の最惠国待遇及び内国民待遇のことを意味するものである。

- (b) 「加盟国は、他の加盟国のサービス提供者が、当該加盟国内で又は当該加盟国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス(専用回線を含む)へのアクセス並びに利用を確保」し、当該の他の加盟国のサービス提供者が以下のことを行なうことを許可されることを確保するとしている。
 - -端末その他の機器の購入、賃借及び接続
 - -専用線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及びサービス或いは他のサービス提供者の専用線或いは自営回線と接続すること。
 - -自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。

従って、GATSの基本概念である完全に自由化された体制(自由貿易体制)のもとでは、型式認定がない端末の接続、専専専及び公専公接続、当該加盟国域外へのブレークアウト、並びに独自プロトコル使用等を可能とするよう確保することが規定されていると考えられる。

- (c)(d)「加盟国は、他の加盟国が国境内の、及び国境を越えるデータベースなど へのアクセスによる情報の移動のため、公衆電気通信の伝送網及びサービスを 利用することを確保」するが、「通信の安全及び秘密の確保のため必要な措置 をとる」ことを認める、としている。
- (e)(f) 上記の第5条(b)項で規定した大幅な自由化方針に一定のガードをかけることをここでは規定し、以下の場合を除くほか、加盟国は公衆電気通信の伝送網及びサービスへのアクセス並びに利用に条件を課さないこととし、その課しうる具体的な事例を示している。集約すると次のとおりである。
 - 「公衆電気通信の伝送網及びサービスの提供者の公衆サービスとしての 責任、並びにそれら網・サービスを利用可能なものとする能力を確保する ために必要な場合」、つまり、ユニバーサル・サービスの提供義務のため必 要な条件は課してもよいとの規定である。
 - 「公衆電気通信の伝送網及びサービスの技術的な統一性を確保するために





WORLD

必要な場合」、 つまり、 運用プロトコルや接続される端末などの型式認定の 問題である。

- 「自国の約束表における約束に基づき、他の加盟国のサービス提供者があるサービスを提供することを認められない場合、そのサービスを提供しないよう確保する場合」、つまり、付加価値網を利用した公専公接続による音声サービスの提供を規制するような場合があてはまる。
- (g) 開発途上国である加盟国は、電気通信基盤の強化、及び電気通信サービス貿易への自国の参加を増大させるため、必要な合理的条件を課すことができると 定めている。

以上、WTO基本電気通信交渉への歴史的流れとそれまでに発生した事項の意義、WTO協定の枠組み、GATSの枠組み・概要・意義、及びテレコム・アネックスの概要・意義について、概観してきた。

これら、WTO協定、GATS、テレコム・アネックスについては既に制定されたものであり、現在行なわれている「基本電気通信交渉」は、基本電気通信分野での自由化について、GATSにおける「約束表」ベースで、各加盟国が自由化についてオファー、リクエストを行なうということで継続されてきており、その包括的合意をもって電気通信分野のサービス貿易に係る協定が発効するというものである。

基本電気通信交渉では、各加盟国の電気通信政策だけではなく、通商戦略に基づく、駆け引きも含めた頑強なしかも粘り強い交渉が行なわれてきたと推測され、参加53か国の間で本年4月30日の期限ぎりぎりまで、閣僚レベルから専門家レベルまでの、合意に向けた交渉が行なわれる模様である。

次回、後編では、基本電気通信交渉の結果を概観するとともに、電気通信サービスを貿易問題として取り扱ったGATS交渉が、電気通信分野のパラダイム・シフトにおいてどのような意義をもつのか、特に米国を中心とした主要各国の戦略を踏まえながら、考察してみることとしたい。

【参考文献・資料】

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 WTO」(日本国際問題研究所、1995.7)

石黒 一憲著「ボーダレス・エコノミーへの法的視座」(貿易と関税 1993.1月号3月号 中央経済社)

「解説:国際電気通信規則 (1988年メルボルン)」(日本ITU協会.1990.2) その他KDD 総研資料



SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS (特定の約束表)

Sector or Sub-Sector (セクターあるいはサブセクター)	Limitations on Market Access (市場アクセスに関する制限)	Limitations on National Treatment (内国民待遇に関する制限)	Additional Commitments (追加的な約束)
	(1)	(1)	
	(2)	(2)	
	(3)	(3)	
	(4)	(4)	
	(1)	(1)	
	(2)	(2)	
	(3)	(3)	
	(4)	(4)	

Mode of supply(サービスの提供形態):

(1) Cross-border supply (越境による提供)

(3) Commercial presence (商業拠点による提供)

(2) Consumption abroad (国外消費による提供)

(4) Presence of natural persons (自然人の存在による提供)

出





企業戦略

電気通信法の改正以後の主な事業者の動向

RBOCsの長距離サービス提供の解禁、対するIXCsの市内サービス進出など、 相互参入の動きが活発化し、競争激化の様相。買収・合併の動きも加速化へ。

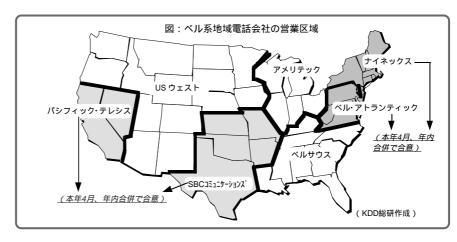
「1996年電気通信法」が制定されて約3ヶ月が経過した。主要な事業者である、 RBOCs (ベル系地域電話会社) GTE (独立系地域電話会社) IXCs (長距離通信 会社)の今後の方向性が次第に明らかになってきている。

主要な事業者の動向は以下のように分類される。本稿では、それぞれについて、規制の概要及び市場の動向を概観する。

- 1. RBOCs の動向
 - 1-1 長距離サービス進出(域内サービス、域外サービス、付帯的サービス)
 - 1-2 市内サービスにおける事業展開
 - 1-3 RBOCs **のその他の動き**
- 2.GTE **の動向**
- 3. IXCs の動向

AT&T分割により生まれた22の市内電話会社をBOCsと呼ぶ。BOCsを統括する持株会社を区別してRHCsと呼ぶことがある。また、両者をあわせてRBOCsと言う。

(加藤潤一)







1. RBOCs の動向

1-1 RBOCs **の長距離サービスへの進出**

電気通信法の改正により、RBOCs は長距離市場参入への道が開かれた。長距離サービスに関しては、1-1-1 域内長距離サービス、1-1-2 域外長距離サービス、1-1-3 付帯的な長距離サービスに分類され、それぞれの参入手続きが規定された。

1-1-1 **営業区域内 (**in-region **)** における長距離サービス

(1)規制の概要

BOCs が域内長距離サービスを提供する場合、域内での市内競争の促進、内部相互補助防止の観点から、競争条件の整備、域内における設備ベースの競争事業者の存在、分離関連会社による提供などの諸要件が課せられている(第271条c項、d項、詳細は次頁参照)。

(2) 市場の動向

BOCs が諸要件を満たして域内長距離サービスを提供できるまでには、今後、1~2年を要すると観測する向きもあり、現在のところは、1-1-3 で述べる付帯的な長距離サービスにより提供されると考えられる。

- 1) アメリテックは長距離子会社アメリテック・コミュニケーションズを通じ、 営業区域のイリノイ州における長距離サービスを提供する予定で、97年第1 四半期にもサービス開始の意向である。
- 2) パシフィック・ベルは長距離子会社パシフィック・ベル・コミュニケーションズを通じ、営業区域のカリフォルニア州における長距離サービスの提供に向けた計画を発表しており、既にスプリントから役員を迎え入れるなど、長距離サービスへの参入に向けた体制を整えつつある。





AMERICAS

【参考】RBOCsの域内長距離サービス提供に関する認可手続きの概要

(1) FCCへの申請(第271条d項(1))

電気通信法の発効日から、BOCs 又はその関連会社は自社の営業区域での長距離 サービスを提供するための認可をFCC に対して申請することができる。申請書で は州を特定しなくてはならない。

(2)諮問(第271条d項(2))

司法長官 (Attorney General) への諮問

FCCは認可申請に関して決定する前に、司法長官に対して諮問する。諮問する際、司法長官は適切と考える基準により、申請を評価する。FCCはその評価を最大限に尊重する (give a substantial weight) が、拘束されない。

州委員会 (state commission)への諮問

FCCは認可申請に関して決定する前に、申請に該当する州委員会に対して、 認可のための要件を満たしているかについて諮問する。

(3)決定(第271条d項(3))

FCCは申請を受領してしてから、90日以内に書面により申請の認可又は不認可に関する決定を行なう。

(4)決定における要件(第271条d項(1))

要件1 アクセス及び相互接続に関する協定を締結していること(A)、又は一般利 用可能なアクセス又は相互接続に関する条件が存在すること(B)

(A)設備ベースの競争事業者の存在(同c項(1)A)

競合関係にある、1以上の非関連会社で、住宅顧客及びビジネス顧客の双方に対して市内電話サービスを提供する事業者との間で、州委員会等の認可を受けた、ネットワーク設備へのアクセス及び相互接続に関する協定を締結していること。また、当該競争事業者は設備ベース若しくは主に(predominantly)自社設備と一部の再販による組み合わせによるサービスを提供する。

(B) アクセス又は相互接続の不請求(同c項(1)B)

電気通信法の発効後10ヶ月経過し、及び申請日から3ヶ月前において、(A)の協定締結の請求がなく、かつ一般に利用可能な接続に関する条件が州委員会の承認を受け、その効力が認められていること。





要件2 要件1における協定又は条件に関して、チェックリストの各項目に合致していること。

14項目のチェックリスト (同c項(2))

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-1-	第251条c項(2)(相互接続の義務) 252条d項(1)(接続料金)を満たす接続
-2-	第251条c項(3)(アンバンドル化)、252条d項(1)(接続料金)を満たすネットワークの構成要素に対するアクセス確保
-3-	電柱、管路、公道使用権の非差別的かつ合理的価格での提供
-4-	加入者部分の市内交換機からのアンバンドル化
-5-	中継回線部分の市内交換機からのアンバンドル化
-6-	市内交換機のアンバンドル化
-7-	緊急電話、番号案内、交換サービスへの非差別的なアクセス
-8-	電話帳への記載
-9-	非差別的な番号割当(番号計画が確立するまで)
-10-	呼のルーティングに必要なデータベースへの非差別的なアクセス
-11-	ナンバー・ポータビリティの確保
-12-	事前登録制(ダイヤリング・パリティ)の確保
-13-	第252条d項(2)を満たす相互接続料金の相互補償
-14-	再販が第251条c項(4)及び252条d項(3)を満たす形態で利用可能なこと

要件3 分離した関連会社による提供 (第271条 d項(3))

第272条a項、b項に基づく規定が適用され、本社から分離した関連会社を通じてサービスを提供することが義務づけられる。その際、構造上及び取引上の分離に関する、以下の条件が課される。

BOCsとは独立して運営する。

帳簿類、記録、会計報告書をBOCsと分離する。

役員、取締役及び社員をBOCs と分離する。

不履行の際、BOCsの信用貸しを受けない。

BOCs との全ての取引は独立した当事者間の取引とし、その取引は書類に残し、公的な監査を可能にする。

また、適用期間はFCCによる認可後、3年間である。但し、FCCが規則・命令により、期間を延長した場合はその限りでない。

要件4 認可が公共の利益、便益及び必要に合致したものであること。(第271条 d項(3))





AMERICAS

1-1-2 **営業区域外 (**out-of-region) における長距離サービス

(1)規制の概要

BOCs 又はその関連会社が域外長距離サービスを提供することは、即日可能となっている(第271条b項(2))。なお、FCCは本年2月14日に規則制定案を公示し、BOC本体が提供する場合はドミナント・キャリアとして扱うとの提案をしている。

(2) 市場の動向

- 1) ベルアトランティックはイリノイ、フロリダ州など域外の5州において、長 距離子会社を通じた長距離サービス提供を発表、スプリントの長距離サービ スの再販を決定している。既に当該州当局への申請を行なっており、今後1 年以内の提供開始を予定している。
- 2) アメリテックもLDDS WorldComの再販による域外長距離サービスの提供を決定している。

1-1-3 **付帯的な (incidental) 長距離サービスの提供**

(1)規制の概要

BOCs 又はその関連会社がセルラー通信、情報サービスなどの「付帯的な通信」により長距離サービスを提供することは、営業区域の内外を問わずに即日可能となっている(第271条b項(3)、g項)なお、ワシントンD.C連邦地裁のグリーン判事は1995年4月末、ベル系セルラー電話会社による長距離セルラーサービスの提供を認可している。

以下では、セルラーサービスに関した動向を挙げる。

(2) 市場の動向

RBOCs は早期参入が可能なため、既にセルラー子会社(次頁の表参照)を通じた長距離サービスの提供を開始している。

- 1) アメリテックは本年2月央より、セルラー顧客に対する長距離サービスの提供を開始し、30万加入以上を獲得している。
- 2) SBC コミュニケーションズのセルラー子会社は本年2月央より、LDDS WorldComの再販による長距離サービスの提供を開始している。
- 3) ベルアトランティック・ナイネックス・モーバイルは95年9月、前述の連邦 地裁での認可を受け、ニューヨーク、コネチカット州において長距離セルラ ーサービスの提供を開始している。本年2月央より、LCI International の再 販による長距離サービスの提供を開始している。
- 4) ベルサウスはブランド名が既に確立しているセルラーサービスでの長距離サービスの提供を優先していく方針であり、既に本年2月央にサービスの提供を開始している。
- 5) US ウェストは本年4月より、既にセルラー顧客に対する長距離サービスの 提供を開始している。特にAT&T ワイヤレスとの競争を意識し、既存の長距 離事業者との料金体系の違いやセルラー通話請求書の統一などの優位性を強





調した戦略を採っている。

表 米国におけるセルラー事業者の上位5社(1995年)

順位	事業者名	加入者数 (1,000)	市場シェア	成長率 (94~95年)
1	AT&T Wireless	5,345	16.6%	38%
2	Southwestern Bell Mobile Systems	3,659	11.4%	23%
3	Bell Atlantic Nynex Mobile	3,356	10.4%	30%
4	GTE Mobilnet 3,011 9.4%		9.4%	38%
5	BellSouth Celluler	2,847	8.9%	32%
その他		13,919	43.3	41%
計		32,137	100%	36%

(KDD総研作成)

1-2 市内サービスにおける事業展開

市内サービスの競争に関しては、全州のうち約半数以上の州で既に導入又は導入 予定となっている。その規制権限は各州の公益事業委員会が有しているが、基本的 に電気通信法の改正で地域電話ネットワークの開放が義務づけられたため、 RBOCsの戦略に少なからず影響を与えている。

1-2-1 **営業区域内での市内サービス**

(1)動向の概要

自社の営業区域内において市内・長距離サービスのバンドル化ワン・ストップ・ショッピングの形態での提供を実現するために、長距離子会社が域内長距離サービス提供と同時に、その関連会社などの市内サービスを再販する動きが現れている。また、独立系との競争も顕在化しつつある。

(2) 具体的な動き

- 1) アメリテックの長距離子会社は、区域内であるイリノイ州において、イリノイ・ベル (同じくアメリテックの子会社) GTE、センテルのフランチャイズ・エリアで市内サービスの提供のための申請を行なっている。
- 2) パシフィック・ベルも長距離子会社を通じ、アメリテックと同様の形態で区域内の市内サービスを手掛ける計画である。
- 3) ベルサウスは区域内であるフロリダ州での提供地域の拡大を発表、GTE などが独占的に提供し需要の見込めるフランチャイズ・エリアに進出し、事業基盤を固める意向である。





AMERICAS

(注1)

関連する規定の概要は以下の通い

総括的規定として、いかなる州及び市なども、いかなる事業体の電気通信サービスの提供に対して、禁止するような法律や規則を設けられない(第271条a項)

CATV事業者による電気通信サービスの提供に関して、CATV事業者が電気通信サービスを提供する際、フランチャイズの取得の必要なく、サービス提供の限りではCATV事業者としての規制を受けない(第621条b項)市などのフランチャイズ付与の関連会社)による電気通信サービスの提供を禁止、制限するような規則や要求事項で規制することはできない(第621条b項)。

(注2)

コンチネンタル・ケーブルビジョン(本社ボストン)は5つの主要地区(ニューイングランド、カリフォルニア、ミシガン/オハイオ、フロリダ州)など、20州をサービス区域としており、加入者総数が約420万人を擁する。なお、MSO(Multiple System Operator)とは、複数のサービス区域においてCATVシステムを運用する事業者である。

(注3)

電気通信法の改正により、同一営業区域内における地域電話会社及びCATV会社相互の買収(10%以上)、合弁、提携は原則として禁止されている(第302条a項)。



1-2-2 営業区域外での市内サービス進出

電気通信法の改正を受け、域外でのサービス提供への動きが一層活発化すると思われる。これまでの域外の市内サービスへの進出は、セルラー子会社、或いはCATV事業者との提携を通じて行なわれてきている。電気通信法の改正後の目立った動きとして、US ウェストによるコンチネンタル・ケーブルビジョンの買収が挙げられる(注)。

US ウェストは本年2月27日、米国MSO第3位のコンチネンタル・ケーブルビジョン(注2)を総額180億ドルで、年内に買収することで合意したと発表した。CATV会社の買収としては過去最大規模となる。US ウェストはこれまで、93年のタイムワーナー(米国MSO第2位)への資本参加、94年のアトランタ市中堅CATV会社の買収など、区域外での放送事業への進出に積極的である。US ウェストは、自社とCATV会社の分担により、全米で通信とCATVのワン・ストップ・ショッピングの提供を進めることにより、営業区域外での電話サービス提供に繋げる方針である。

なお、コンチネンタル・ケーブルビジョンはUS ウェストの営業区域内 (アイダホ、アイオワ、ミネソタ、ワシントン州) にある自社のケーブルシステムをスピンアウトする予定である(注3)。

1-3 RBOCs **のその他の動き**

SBCコミュニケーションズとパシフィック・テレシスは本年4月1日、年内合併で合意した。今回の合併劇は今後の国内・海外戦略における相互補完的なものと考えられるが、特に、長距離サービスへの進出及び市内サービスでの過当競争に備えた体力強化の意味合いも強いと言える。なお、司法省、カリフォルニア州公益事業委員会、FCCといった関連機関の承認が得られるかが今後の焦点となっている。両社は既に司法省の反トラスト委員会に対し承認に係わる申請手続きを開始しており、カリフォルニア州当局に対しても承認申請を提出する予定である。

また、ナイネックスとベル・アトランティックは本年4月22日、年内に合併する ことで合意したと発表した。

2.GTE **の動向**

独立系地域電話会社で最大のGTE は電気通信法の改正で、即日かつ無条件の長距離サービスへの進出が認められた(第601条a項(2))。

GTE は既に「Easy Savings Plan」と呼ばれる計画を発表し、長距離サービスへの 進出を表明している。さらに、LDDS WorldComの長距離サービスを再販すること 及び、当面、フロリダ、ミシガン、イリノイ州のみにおいて長距離サービスを提供 する旨を発表し、長期的には、現在市内サービスを提供中の28 州全てに拡張する 考えである。

なお、GTE はカリフォルニア、テキサス州を始め、中西部(アメリテック、US ウェストの営業区域)の州において、事業基盤を確立している。



3. IXCs **の動向**

(1)動向の概要

RBOCs の長距離サービスの提供が可能になったことにより、迎え撃つ形となったIXCs は市内電話サービスへ参入するべく、電気通信法の改正と前後して各州当局への申請を行なってきている。

電気通信法の改正では、再販事業者の卸値に関する規定があるが、この卸値に関する提案を採択した州がある。カリフォルニア州公益委員会は本年3月13日、LECsのパシフィック・ベル及びGTEカリフォルニアに対して、同州内で市内電話サービス提供予定の再販事業者に対し、割引料金でそれぞれのサービスを提供するように求める提案を採択した。この提案によると、パシフィック・ベルはビジネス回線を17%、住宅用回線を10%、GTEはビジネス回線を12%、住宅用回線を7%、それぞれ値下げして競争事業者に提供しなくてはならない。

なお、カリフォルニア州は1997年1月1日から市内サービスへの競争導入を予定しており、既にAT&Tなど60社以上の事業者が申請を行なっている。

(2) 具体的な動き

早期参入のため、当面、再販による市内網参入の計画が目立っている。

1) AT&T は既に全米50 州での地域電話参入に関する計画を発表しており、既に全50 州の半数近くの州当局へ申請済みである。AT&T は本年央にも全国規模での市内サービスの提供開始を予定している。最近では、タイムワーナー・コミュニケーションズなどのCAPs5 社との間で、全米70 都市での市内サービス利用に関して合意し、当面再販ベースで市内サービスを提供する方向性を見せている。

また、市内サービスの事業部を立ち上げるとともに、RHCsの各営業区域に、再販や他キャリアとの交渉及びマーケティングの統括部門を置き、各地域での市内サービス提供に向けた組織改正を行なっている。

2) LDDS WorldCom は本年2月末、コネチカット、イリノイ、カリフォルニア、テキサス4州の各公益事業委員会から市内電話サービスの提供に関する承認を得ている。同社は再販ベースでのサービス提供の計画であるが、コネチカット、カリフォルニア、テキサス3州では州全域、イリノイ州ではシカゴでのみサービス提供が認められている。接続条件、ナンバーポータビリティなどを含む再販に関する規制が整備され、競争促進的な政策を採る州への進出を重要視している。

【参考文献・資料】

KDDアメリカ (4.12/2.12) KDD ワシントン事務所 (3.1/2.28/2.14) Telecommunications Report (4.15/4.8/4.1/3.25/3.18/3.11/3.4) Wall Street Journal (3.25) 郵政研究所月報 No.90 各社プレスリリース





AMERICAS

企業戦略

SBC コミュニケーションズとパシフィック・テレシスが合併

■ 加入者数3,000万、売上高210億ドルを越える、AT&Tに次ぐ電話会社の誕生。 ■ SBCによる事実上の買収の見方も。

SBC コミュニケーションズとパシフィック・テレシスは本年4月1日、年内に合併することで合意したと発表した。合併の概要は以下の通り。

合併は株式交換の形で行なわれ、パシフィック・テレシス1株あたり、SBCコミュニケーションズ0.733株の比率で交換される。社名はSBCコミュニケーションズを引き継ぐ。

合併後は加入者数3,000万、売上高210億ドルを越え、テキサス、カリフォルニア州などの7州が営業区域となる。また、従業員数は10万人に及ぶ。

合併後の持株会社の本部はテキサス州サンアントニオ(現在のSBCコミュニケーションズの本社)とし、統合後の管理・支援部門、長距離・国際通信担当部門、インターネット関連部門の本部を全てカリフォルニアに置く。

サウスウェスタンベル、パシフィックベル、ネバタベルのベル系地域電話会社 (BOCs) セルラーワン(注4)のプランドネームは継続する。

なお、SBC コミュニケーションズはテキサスを中心とした南部5州、パシフィック・テレシスはカルフォルニア、ネバタの西海岸2州を営業区域とするベル系地域持株会社(RHCs)である。

<出典>両社プレスリリース / Wall Street Journal(4.1)他

(注4)

セルラーワンはSBC コミュニケーションズの子会社が全米(テキサスなど5州を除く)で提供するセルラー電話のブランドネーム。なお、同社はマッコーセルラーに次ぐ全米第2位のセルラー電話会社である。

© C●MMENT

両社の株式時価総額の合計が約440億ドルとなり、AT&Tに次ぐ電話会社の誕生となる(その後、ナイネックスとベル・アトランティックの合併により第3位となる)。今回の合併劇は中南米などでの海外事業やセルラー事業での好調なSBCコミュニケーションズに対し、パシフィック・テレシスは通信需要の高いカリフォルニア市場を抱え、加えてカリフォルニア州全域での広帯域PCS免許を取得していることから、相互補完的に見える。しかし、パシフィック・テレシスが93年4月、移動体通信および海外事業部門の分離(エアタッチの設立)後、将来の事業展開に限界が見え隠れしているとの悲観的な見方もあり、総じて合併比率の通り、事実上SBCコミュニケーションズの買収とも言えよう(報道によると、パシフィック・テレシスは他にGTE、ベルサウス、ナイネックスとも合併に関する協議を行なっていた模様である)。初めての「ウェディング・ベル」などと報じられてもいるが、状況は複雑なようである。両社は本年末までに合併する方針であり、今後FCC、カリフォルニア州公益事業委員会、司法省の承認を得る必要性を認めている。地域、長距離、移動体のいずれの市場でも直接競合していないため、両社は今回の合併が独占禁止法上もしくは競争的な側面から、何ら問題を提起しないとしている。

今回の合併に関して、以下の2点からまとめてみた。

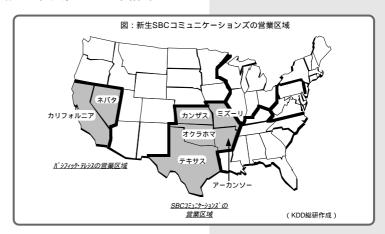




1. 国内戦略

今般の通信法改正を受け、長距離通信事業者(IXCs)やRHCsなどの今後の戦略が次第に明らかになってきており、互いの事業領域に相互に進出し合う状況が現実化しつつある。両社には未知の領域である長距離市場への参入、および本格的な地

域電話市場での競争に向け、体力強化の狙いが挙げられる。具体的には、SBC コミュニケーションズ側のメリットとしては、ニューヨークに次ぐ巨大市場であるカリフォルニア州の既存のローカル電話網およびPCS 免許を獲得できる。逆にパシフィック・テレシス側のメリットとしては、エアタッチ分離以後の事業規模の縮小・横ばい傾向の改善が図れる。なお、こうした動きはUS ウェストによるコンチネンタルケーブルビジョン買収や、その後4月22日に発表されたナイネックスとベルアトランティックの合併などが少なからず影響していると考えられる。



2. 海外戦略

両社は国際通信への進出も志向しており、今後の海外戦略の点でも利害が一致した模様である。SBCコミュニケーションズはメキシコを始めとした中南米諸国への投資に積極的であり(注5)、一方、カリフォルニア州もメキシコと関係が深く相互に補完性が高い。また、パシフィック・テレシスは、世界の成長センターであり通信分野の今後の発展が見込まれるアジア地域に太平洋をはさみ隣接するという地理的優位性をもっており、米国において西・東海岸地域を営業区域として有さないSBCコミュニケーションズはこの点に着目したとも言える。

なお、アメリカにおけるメキシコ宛て発信トラフィックの50%以上、アジア宛て 発信トラフィックの20%以上が両社の営業区域からのものとなり、今後の国際通信 サービス参入に優良な市場を確保したと言える。 (加藤 潤一)

表: RHCs 7社比較 (1994年の実績)

会社名	売上高 (100万ドル)	アクセス回線数 (1,000)	セルラー電話 加入者数 (1,000)
Bell South	16,845	20,249	2,200
Bell Atlantic	13,791	19,158	1,640
Nynex	13,306	16,600	905
Ameritech	12,570	18,260	1,300
SBC Communications	11,619	13,600	2,979
US West	10,950	14,336	968
Pacific Telesis	9,274	15,300	*

^{*} 移動体事業部門は新会社Air Touchとして分離されている。

(注5)

SBCコミュニケーションズは1990年、フランステレコムらと共にメキシコのTELMEXの株式20.4%と議決権51%を取得し、メキシコ市場に参入した。TELMEXは96年末まで国内長距離・国際電話サービスを独占的に提供する。さらに、95年にはチリのVTRI(子会社が国際、国内長距離、セルラー電話などを提供)の株式40%を取得した。





AMERICAS

国際再販/計算料金

国際単純再販の対地にスウェーデンが加わる

■ 不十分なセーフガードの評価が焦点。テリアが自主的に発行する相互接続タリフにより実効的な同等性が認められるとされた。

FCCは、米国とスウェーデンの間の国際単純再販の提供に係る214条申請を行っていた5社(注意)全てに対し、本年(1996年)1月16日に、認可を付与する決定を発出した。国際単純再販の相手国の認定に係る手続きについては、昨年11月に発出された「外資参入決定」において、認定基準が明確化されており、今回の認定は、同決定を受けて行う初めてのものである。尚、国際単純再販のFCCによる認定国は、カナダ及び英国に続き3カ国目となる。 (大谷 潤)

以下に、本決定に関する重要事項を説明する。

1.同等性の確認

今回の認定の根拠となる、スウェーデンにおける米国系事業者に対する「国際単純再販に係る機会の同等性」については、AT&Tが「相互接続に関するルールの確立が条件」とコメントしているが、FCCは、「同等性の確認は、規制の枠組みではなく、事業の実態において確認されるべき」とするスプリントのコメントに同意している。具体的には、以下1-1.~1-4. の根拠によりスウェーデンにおける国際単純再販の機会の同等性を認定した。

1-1 参入制限

- (1)スウェーデンの電気通信分野には事業区分(設備ベース/再販、地域/長距離/国際等)参入制限及び外資規制は一切設けられていない。
- (2) 第二事業者であるTele2 は15 ~ 20%のシェアを獲得している。また、AT&T、MCI、スプリントやMFSI はスウェーデン市場に既に参入できており、実態的にも市場は十分開放されている。

1-2 相互接続義務

- (1)事業免許(注7)を付与された事業者に対して、事業免許を有するその他の事業者 との相互接続義務が、通信法において規定されている(注8)。
- (2)現状ではほとんどの再販事業者は事業免許取得義務が課されない。仮に同義務 を課されたとした場合、現行の規制において免許取得は容易である。
- (3)事業免許を有する事業者に対する、同免許を有さない事業者との相互接続義務 に係る規定は無いが、以下の理由から免許の有無に拘わらず同等の条件で相互 接続が行われていると考えられる。

(注6)

Cable & Wireless Inc. (CWI), MFS International (MFSI), Communication TeleSystems International(CTS / 通称WorldxChange), Cyberlink、Global Telecommunications Inc.

(注7)

サービス提供が、地域或いは加入 者等の大きさから「相当な("considerable")」規模で行われると判 断される場合に免許取得が義務づ けられ、相互接続義務を負うこと となる。NPTA (注5参照)は、 事業計画等から判断するが、具体 的な基準は示されていない。非公 式に、総収入額も考慮されるが、 市場シェアが10~15%なら必要 で、5%以下なら義務づけられる 可能性はないとの基準が示されて いる。実績が事業計画の目標に満 たない場合、NPTAは免許を取り 消すこともあり得るが、事業者は サービスの提供を継続できる。

(注8)

テリア等の事業免許を有する事業者が相互接続を拒否できるのは、 以下のいずれかに該当する場合に 限られる。

1. その相互接続によってネットワークの自社利用が制限される場合 2. その相互接続によってネットワークの安全性が確保できなくなる場合



テリアは、自主的に発行している相互接続タリフに基づき、競争導入時以来、 非差別的に相互接続を行ってきており、接続拒否の問題はこれまで発生して いない。

競争庁(Competition Authority)による支配的地位の濫用行為に対する停止命令権限及び規制機関による仲裁勧告権(3. (5)参照)が、実効性のあるセーフガードとなっている。

1-3 **相互接続条件**

- (1) テリアの相互接続タリフには、料金表の他、技術情報等のその他の条件も記されており、交渉はこれをベースとして行われている。これまでに、事業者間交渉において問題はほとんど生じておらず、数少ない問題は、NPTA の仲裁により解決された。
- (2) 相互接続料金交渉に問題が生じた場合、事業者は、NPTA 又は競争庁に対し審査等を請求できる。
- (3)相互接続料金は、「発生するコストを考慮して公平且つ合理的なもの(注意)」と通信法に規定され、免許付与の条件となっている。免許の抹消を通じた強制力を有する独立規制機関 (NPTA(注意))は、事業者等から要請された場合に、同法に基づく審査を行う。また、事業者間交渉が難航した場合には、仲介者として介入することができるが、強制力は有さない。
- (4)競争庁は、事業者等から要請された場合、競争法 (Competition Act / いわゆる反トラスト規定)に基づく審査を行い、違法行為に対する停止命令を発することができる。

尚、テリアが発行する相互接続タリフについては、これが同等性認定の主要な根拠と位置づけられており、FCCは、「このようなタリフの発行をテリアが行わなくなった場合、再度(同等性につき)検討する」としている。

1-4 米国との間の国際計算料金

- (1) スウェーデンとの間の国際計算料金の収支はほぼ均衡している。
- (2) スウェーデンとの間の国際計算料金の額は欧州内でも極めて低い(0.25 SDR)

2.その他の特記事項

2-1 CWI**の規制上の区分**

CWIは、Cable & Wireless plc (C&W)の米国における関連会社であり、C&Wが 出資するTele2とも関連(兄弟)会社の関係にある。AT&Tは、Tele2とがスウェー デンにおける第2事業者の地位を確立していることから差別的取り扱い等を受ける 或いは行う可能性があるCWIを、ドミナント事業者と区分すべきと主張している。

(注9)

テリアの相互接続料金のコスト要素にユニバーサルサービスに係る補助金部分を含ませることについては、可能であることが通信法に規定されているが、議会の決議により、1993年(競争導入)から1996年の間は、これを含ませることができない。

(注10)

スウェーデン名は Post & Telestyrelsen。 英語名は National Post & Telecom Agency。 スウェーデンでは PTS と略されているが、ここでは、FCC の決定文書に則り NPTA と記す。





AMERICAS

これに対しFCCは、以下の理由から、Tele2がCWIを優遇する等の措置を採り 得ない理由として以下の事項を挙げ、CWIをノンドミナント事業者とした。

- (1) Tele2 はボトルネックとなるサービスを提供していない。
- (2) スウェーデンには参入規制が無く、Tele2は競争に直面している。
- (3) 米国 スウェーデン間ケーブルの総容量に占める Tele 2 の所有容量は 10% 未満である。

2-2 第三国通信

(1) 第三国が同等性認定国である通信

FCCは、英国を国際単純再販の相手国と認定した「ACC / Alanna決定」において、認定された複数の相手国及び米国との間に設置される複数の国際単純再販用回線を相互に接続して、第三国通信を行うことを認めている。このため、今回の決定を受けて、米国、英国及びスウェーデンの3国間に設置される国際単純再販用回線を接続することにより、自由にトラフィックを迂回させることが可能となった。

しかし、同様に国際単純再販の相手国に認められているカナダについては、カナダが、自国に発着する国際通信が米国経由となる形態を禁じる政策を採っていることへの対抗措置として、FCCは、カナダが国際単純再販の接続地点となる(米国に発着するトラフィックの経由地点となる)形態を認めておらず、本決定においてもその旨が明記されている。但し、米・カナダ間に発着するトラフィックが他の認定された相手国を経由することは認められている。

(2)国際単純再販の対地限定が無いスウェーデンを認定することの是非

スウェーデンでは、米国や英国或いはニュージーランドとは異なり、国際単純再販の相手国に関する「同等性の確認」は行われず、対地は限定されていない。このため、米国がスウェーデンを国際単純再販の相手国と認定した場合、米国が認定していない第三国とスウェーデンの間に設置された国際単純再販用回線が、米国とスウェーデンとの間の国際単純再販用回線と接続されることにより、米国側の対地限定政策は形骸化し一方通行再販が行われる可能性があるとの指摘が、AT&Tより出された。

これに対しFCCは、AT&Tの問題意識に共感を示しつつも、テリアの反対コメントを引用し、AT&Tの指摘は国際単純再販を最初に認めた「fONOROLA / EMI決定」において既に整理された問題であるとした。同決定は、AT&Tが指摘した形態での第三国による「一方通行再販」を検出する手段として、国際単純再販に係る214条認可において、通常はドミナント事業者のみに課されるトラフィック情報の定期的な報告義務(注11)を、ノンドミナント事業者にも課すこととしている。FCCは、報告内容の検討の結果一方通行再販が行われていると判断した場合、報告した事業者の当該214条認可を取り消すことで問題を回避できるとしている。

尚、規模の小さい一方通行再販は、トラフィックを大きく変動させないため、この方法では見過ごされる可能性があるが、これについてFCCは、「スウェーデンを国際単純再販の相手国と認定することの公共的利益は、その悪影響を上回る」との見解を示している。

(注11)

最終対地・発着別トラフィックを 半年毎に提出することがFCC規則 (CFR) 43.61において規定されて いる。



<出典>KDDワシントン事務所 (1.16)



© C●MMENT

1. 国際単純再販の同等性と相互接続条件

国際単純再販を認めるにあたって問題となるのは、外国側の独占的事業者による「一方通行再販」が、国際計算料金の収支を大幅に悪化させることが可能な点である。FCCは、この対策として、外国側の市場に同様の形態で参入し、対抗措置を採り得る(逆方向の「一方通行再販」を行い市場メカニズムを機能させ得る)ことを条件とした。これが「同等性の確認」の背景である。

従って、「同等性の確認」の第一の基準は、米国企業による外国側の国際単純再販市場への「参入可能性」となる。

また、国際単純再販により外国に参入する場合、ローカル網へのアクセスが必要となるが、ローカル網は自然独占性が高いことから、相互接続において反競争的行為が採られ易く、上記の対抗措置も容易に妨害され得る。このため、「同等性の確認」の第二の基準は、「相互接続条件の非差別性」となる。

FCCの「外資参入決定」において明確化された、国際単純再販に関する「同等性の確認」基準は、これらを反映して、(1)参入が可能であること、(2)国内網との非差別的な接続が確保されていること、(3)反競争的行為に対するセーフガードが確立されていること及び(4)規制が有効且つ透明であること(注12)の4点となっている。

スウェーデンの電気通信分野には、参入制限及び外資規制が存在しないことから、「同等性の確認」では相互接続条件のみが論点となる。このため、今回のスウェーデンの認定では、(1)参入の自由、(2)相互接続条件の接続義務及び(3)相互接続の非差別的提供義務の確保の3点が検討項目とされ、(1)では具体的な規制構造の解説に終始し、後者2点においてのみ否定的な要素がコメント等により指摘されている(次項参照)。

2. スウェーデンの認定の特徴 - - 相互接続に関する規制能力の評価

スウェーデンの電気通信分野における規制は、世界で最も緩和されたものの1つと言える。しかし、スウェーデンの規制は、同様に極めて緩和された規制を適用しているニュージーランドとともに、自然独占性の強いローカル網との相互接続の条件を巡る反競争的行為に対するセーフガードの確立び規制機関の強制力について疑問視される傾向にあった。NPTAの強制力は事業免許取消という極端な形を伴うこととなり、また、競争庁は、ニュージーランドにおける法廷の結論と同様、反トラスト規定の適用において消極的な解釈を行い、自然独占性の高い分野に対する競争促進機能が働かない可能性がある等、両規制機関による迅速且つ適切な対応能力が十分には認められないと見ることが可能なのである。今回の決定は、この規制環境に対するFCCの姿勢を明らかにしている点で重要である。

今回の決定において、FCCは、スウェーデンの規制が不十分なものとなり得るものの、現時点での市場の実態を考慮すると、同等性は確認できるとした(本文1-2.参照)。これまで「実効的な同等性」とは、規制等は存在するが実態的に競争が排除される場合を主に想定するものと考えられたが、この決定により、規制は不十分でも、市場の実態が同等性を実現している場合も含むことが明らかになったと言える。FCCのこの姿勢は、決定本文に「相互接続に対するより強い権限をNPTAが有

(注12)

FCCは、独立規制機関の存在も条件としているが、これは運用事業体からの独立を意味しており、具体的にはかつてのドイツ(DBPT)を想定しているものと考えられる。





AMERICAS

していれば、実効的な競争の存在をより強固に確信できた」と記されていることか らも伺うことができる。

参考までに、FCCが指摘したスウェーデンの規制の不備及びそれを補う市場の実態を以下のとおりにまとめてみた。

(1) テリアに対する、事業免許を有さない事業者との相互接続義務の不備

- a. ほとんどの事業者が事業免許取得義務を課される程のシェアを有していないに も拘わらず、通信法等において、事業免許を有さない事業者との相互接続を義 務づける規定はない。
- b. テリアは自主的に相互接続タリフを発行し、これに基づく条件であればいかなる事業者との接続にも応じる姿勢を示してきていることから、相互接続を拒否される可能性は極めて低い。また、競争庁による支配的地位の濫用に対する停止命令権限も、前例はないが接続義務規定の不備を補うものと考えられる。

(2)相互接続条件の非差別性を規定する詳細なルールの不在

- a. 相互接続の条件に関する規定は、通信法における「(相互接続料金は)発生するコストを考慮して公平且つ合理的なもの」のみであり、ユニバーサルサービスに係る補助金に関する事項を除き、具体的な算定方法についても規定されていない。
- b. テリアが自主的に発行している相互接続タリフの内容は、事業者に拘わらず非 差別的に適用され、これまでに反競争的行為として問題となったケースが存在 していないことから、同タリフが実態的に適切なルールとなっている。

(3)事業者間の相互接続交渉が難航した場合の強制的な仲裁能力

- a. 独立規制機関であるNPTAによる仲裁は、法的強制力の伴わない勧告に過ぎない。
- b. NPTAの仲裁は、過去の例から実効性が見られる。また、競争庁により競争法が適用され得ることは補強材料となる。

3. ニュージーランドの同等性確認との関係

昨(1995)年7月、CTSは、ニュージーランドとの間の国際単純再販について214条申請を行った。これは同国との国際単純再販に係る初めての申請であるため、FCCは、ニュージーランドにおける「同等性の確認」について審査しており、現時点では結論は明らかにされていない。ニュージーランドは、スウェーデンと同様、極めて「軽い規制」を適用していることから、今回の決定における判断の基準(前項参照)がニュージーランドの認定の可否を予測する上で重要な前例となるものと考えられる。

ニュージーランドの旧独占事業者であるTelecom Corp. of New Zealand (TCNZ)は、その国際通信運用子会社であるTelecom New Zealand International (TNZI)を通じて、米国への設備ベースでの参入に係る214条申請をFCC に対して行っており、「外資参入決定」に基づく審査が行われている。この審査の過程において、同国の





規制及び市場の実態がある程度明らかにされており、FCCにおける検討は、TNZIの設備ベース参入に係る申請とCTSの国際単純再販に係る申請を、整合をとりつつほぼ同時に処理しているものと考えられる(注:3)。

前項で指摘した規制の問題点は、ニュージーランドにもそのまま当てはまることから、以下にそれぞれについて検討する。

(1)相互接続義務の不備

ニュージーランドでは、接続義務を含む相互接続に関する規則等は存在せず、相互接続は事業者間の合意に基づくものとされている。TNZIの214条申請等に係る手続きにおいて指摘された以下の実態等から、相互接続義務の不備は、TCNZによる接続拒否を通じた参入阻止或いは反競争的行為を可能としていると言える。

- a. スプリント (NZ) は、高い相互接続料金か接続拒否かの選択を迫られ、止む を得ず前者を選んだ。
- b. クリア社は、ローカル網の相互接続に係る交渉の決着までに5年もの期間を要した。

(2) 相互接続条件の非差別性を規定する詳細なルールの不在

以下の事実より、ニュージーランドにおける相互接続条件に係る非差別性は実態的にも実現されていないと言える。

- a. TCNZは自主的に "Principles of Interconnection" という資料を発行しているが、同資料には料金表は無く、「一般タリフ料金と類似の額」とされている。
- b. スプリント (NZ) が合意せざるを得なかった相互接続料金は、クリア社が合意したものを上回っている。
- c. スプリント (NZ) が合意せざるを得なかった相互接続料金は、一般タリフベースにおける割引後の料金を上回っている (TCNZ自身の長距離サービスに対する競争力がない)。

(3) 事業者間の相互接続交渉が難航した場合の強制的な仲裁能力

クリア社とTCNZの間での相互接続交渉の長期化は、規制機関(商務省)の仲裁能力の欠如を明らかにしている。商務大臣は、両社に対して数度にわたり合意勧告を発したが、全て失敗している。最終的には、ニュージーランドの首相による、「2ヶ月以内の合意か新たな規則制定か」という勧告によって、状況の改善を望めないと判断したクリア社が折れる形で合意に到った。

ニュージーランドにおける相互接続問題は、電気通信分野での競争における相互接続及び実効的な規制の重要性を浮き彫りにするケースとして各国の通信関係者の間で広く認識されている。同国の商務省では規制の見直しが検討されているが、同国政府の「市場への不介入」の姿勢は強固であり、競争環境が改善される見通しは明らかにされていない。

以上より、FCCが同等性を認める可能性は極めて低いと考えられる。

尚、TCNZが方針を改めテリアと同様の対応をしても、規制が不十分なままでは 以前の状態に戻る恐れが残り、当初より競争促進に協力的だったテリアと同様の評 価を受けるとは限らない。

(注13)

CTSは、214条申請の審査がAT&Tによるコメント攻勢により遅延させられたため、方針を転換し、ニュージーランドへの設備ベースでの参入及び海底ケーブルの容量取得を図り、昨年11月に実現させている。このため、同国際単純再販に係る結論を急ぐ必要は薄れたとFCCが考えている可能性が高く、TNZIの件と同時に検討するものの、最終的な決定は発出されない可能性も残っている。







ASIA

アジア全般

ベトナム、中国における固定電話網の整備計画

外資依存型のベトナム、資金調達面での自立目指す中国、ともに固定電話網 の整備事業は好調。外国通信キャリアの出資は通信設備の建設段階ではOK、 ▍ 外国通信キャリアの事業運営はまだ認めず。

4月上旬にアジア開発銀行が発表したレポートで、ベトナムと中国の経済成長率 は、1996年と1997年の両年はやや鈍化するものの、21世紀にかけてアジア諸国の 中でトップランクを維持すると予測された。

1994年におけるベトナムと中国の人口100人あたりの固定電話網の普及率は、 ベトナムが1加入に満たず、中国は2.26加入だが(図表1参照) 市場経済メカニ ズムを導入した両国はともに国家レベルで固定電話網の整備に力を注いでいる。

本記事では、ベトナムと中国の固定電話網の整備事業に焦点を当て、国家レベル の計画と外国キャリアの事業参加について展望するとともに、採算性に関する実態 分析を試みた。 (田中俊行/前川睦衣)

図表1:ベトナムと中国の固定電話網の整備の現状(1994年)

国	面積(万k㎡)	人口(百万人)	固定電話網加入回線数(万)	100人あたりの回線数
ベトナム	33.2	72	42	0.58
中国	959.7	1206	2720	2.26

(注) KDD総研推定。

1.ベトナム

1.1 計画

ベトナムの経済発展に不可欠である通信インフラの整備は、主管庁であるDGPT (郵電総局)の策定した開発計画に沿って進められている。DGPTの監督下で、実





際に郵便・電気通信事業の運営を行っているのが、VNPT(ベトナム郵電公社)である。

固定電話網の整備に関するこれまでの成果と今後の達成の可能性は、次のとおりである。

1.1.1 1992 ~ 1995 年の固定電話網の整備状況

図表2は、1992~1995年の開発計画に基づいた固定電話網の整備状況である。この期間で交換設備の容量拡大、国内伝送・交換設備のデジタル化が促進され、大幅な電話加入回線の増設が行われており、固定電話網の加入回線数は、毎年30~60%増と大幅な伸びを見せた。1995年には、当初DGPTの掲げた100人あたりの加入回線数の目標値0.75~1の範囲内におさまる0.84、回線数は62万回線に到達したものと予想される。これは、DGPTが外資を積極的に受け入れ、毎年1億から2億米ドル以上の設備投資を行い、着実にインフラ整備を進めてきた成果であろう。

図表2:ベトナムにおける固定電話網の整備計画(1992~1995年)

	1992	1992 1993		1995						
加入回線数 (万)	<u>17.3</u>	<u>25.9</u>	42.0	62.0						
新規加入(万)	4.3	8.6	16.1	20.0						
成長率(%)	33	50	62	48						
100人あたりの加入回線数	0.25	0.36	0.58	0.84						
設備投資額(百万米ドル)	106.09	222.80	222.80	265.10						

⁽注1)各種情報ソースよりKDD総研作成。

1.1.2 1995 ~ 2000年までの開発計画

1995~2000年までの開発計画は、電気通信インフラ整備を更に推進し、加入者回線数を2000年までに240万回線、電話普及率を100人あたり3加入にするという内容である(図表3参照)。

この目標達成のために、DGPTは2000年までは、毎年2億7,000万米ドル前後を投資し、1995~2000年の間を平均すると年間約36万回線ずつ新設する計画である。

DGPTは、設備投資額の1/3を外国企業や世界銀行等からの貸し付け、残り2/3を外国資本による投資に期待しているが、すでに2000年に向け、外国企業との間の数多くのインフラ整備プロジェクトで合意を得ており、資金の調達面では問題はなさそうである。

また、ハノイ~ホーチミン間を結ぶ幹線伝送路の拡張・強化、及び今年2月のタイ~ベトナム~香港を結ぶT-V-H光ファイバーケーブルの完成などから、高度経済成長による圧倒的な電話回線不足の状態が解消され、1996年以降も国内・国際電話トラフィックの伸びに拍車がかかり、DGPTの増収が大いに期待できるものと思われる。

ただし、郊外地域の電話普及率は、現在、ハノイ、ホーチミン等の都市部の10



⁽注2)下線数字は公式発表値。その他は推定値。



ASIA

分の1程度と見られており、人口増加率が都市部より高い僻地における通信の改善は、2000年までに目標値を達成する上で、大きな課題であろう。

また、ベトナムは、COCOM 規制、及び米国の経済制裁措置の解除以降、殺到した西側諸国の交換機供給を制限なく受け入れたため、現在までにシーメンス、アルカテルなど9社にわたる外国サプライヤーの12機種以上のデジタル交換機が地方交換機ベースで混在している状態である。今後、ベトナム全土にわたる通信ネットワークの高度化を進めていく上で、障害となることが指摘されているので、DGPTは今後交換機調達に関し、調和を図っていく必要があると考えられる。

図表3:ペトナムにおける固定電話網の整備計画(1995~2000年)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	
加入回線数(万)	62.0	89	123	162	202	240	
新規加入回線数(万)	20.0	27.0	34.0	39.0	40.0	38.0	
成長率(%)	48	44	38	32	25	19	
100人あたりの加入回線数	0.84	1.19	1.61	2.09	2.57	3.01	
設備投資額(百万米ドル)	265.10	267.00	268.00	270.00	272.00	273.00	

(注1)各種情報ソースよりKDD総研作成。

1.2 **外資の参加状況**

1.2.1 **外国投資と**BCC

莫大な資金を要するベトナムの通信インフラ整備事業において、設備投資の資金源は、やはり外国資本である。ベトナムにおける電気通信事業は、VNPTの独占事業であるが、1986年以降の政府の開放政策を反映し、外国投資を徐々に受け入れ始めた。更に、1994年2月の米国の経済制裁措置全面解除、また同年3月にCOCOM規制が廃止されたことが、西側諸国のベトナム通信市場への投資を促進する結果となった。

ベトナムで外国企業が投資を行う方法は、1987年に制定された外国投資法により規制されており、基本的な方式として、事業協力契約 (Business Cooperation Contract、以下「BCC」)、合弁事業 (J-V)、100% 外国所有企業の3種類がある。更に、1992年の外国投資法の改正によってビルド・オペレーション・トランスファー契約 (以下「BOT」)が追加された。

通信事業の分野においては、事業の私的所有が認められていないので、外国資本の直接参加はできない。その上、DGPTは合弁事業により基本電話サービスのインフラ整備を行うことには反対の姿勢を保っているので、固定電話網関連の整備事業の場合、外国投資の方法はBCC方式に限定される。

BCC方式とは、外国企業が発展途上国のネットワークの構築・運用に投資し、経営・技術面での協力を行うことと引き換えに、資金回収のため事業収入から一定期間、一定のシェアを受け取る権利を与えられる方式である。この方式では、外資は法人格を持たず、事業免許も付与されない。



⁽注2)1995~2000年までの新規加入回線数、及び設備投資額は、DGPTの5か年開発計画の目標値をもとに 算出した予測値。設備投資額は、固定電話網だけではなく通信サービス全体への投資額である。



外国企業にとっては、BCCの場合、出資率に応じた利益配分を行うBOTと異なり、収益に対するシェアおよび、契約期間が事前に曖昧であること、また、国家の安全に触れる事態が発生した場合などに、比較的容易に契約解消される恐れがあるというデメリットがある。その上、BCCに限らず、外国企業がベトナム側とプロジェクトへの参加で合意に達したとしても、投資計画の詳細について、国家協力投資計画委員会からの承認を得る必要があり、この手続きに6か月から1年以上かかる場合もある。

今年3月、ディン・ヴァン・アン計画投資省海外投資局長は、外国からの投資促進のため、ベトナム外資法は近く改正されると述べており、その詳細は、明らかではないが、今後ともベトナムが外資に頼って通信インフラ整備を着実に進めていくには、投資計画に対する政府認可手続きの迅速化、外国投資に対する法的保護、特に契約違反があった場合の法的措置、契約期間中の継続的な支払の保障等、外資が積極的に参加できる土壌作りを行う必要がある。また、1994年半ばにDGPTにより国会に提出され、承認が先送りとなっている通信法においても、外資参加がどの程度まで認められるかが注目されるところである。

1.2.2 外資参加状況

1992年から2000年までの、ベトナムにおける固定電話網関連整備事業の主要な外国企業との契約内容を時系列にまとめると、図表4のとおりである。

1.2.3 自由化の動きと外資参画の可能性

昨年、ベトナム政府は、VNPTの独占下にあった通信事業の運営方針を改め、国防省傘下のSigelcoに免許付与し、外国企業と共同で、ベトナム第2のネットワーク運用を許可するという計画を打ち出した。通信市場の自由化への道が開かれたかに見えたが、この動きは自由化に関する基本原則に基づくものではなく、あくまでも政府の裁量による個別認可でしかなかった。また、その1週間後、政府は、SigelcoをVNPTと通信事業で競合させることを否定し、既に6社が外資導入により参入している通信機器製造事業への参画を許可するだけであることを発表している。

Sigelco は、昨年7月、タイのエンジニアリング会社ジャスミン・インターナショナルを筆頭とする(注)する国際コンソーシアム「ニューテル」との間で、ハノイに電話機など各種通信機器を製造する合弁会社を発足することで基本合意し、現在ベトナム国家協力投資計画委員会に事業認可を申請中である。なお、ニューテルは、ベトナム全土に100万電話回線相当の増設工事を受注を目指している模様であるが、申請を行ったという情報はまだ得られていない。

これまで、ベトナム政府は、外国企業の参入について肯定的な姿勢を見せながら も、利益率の高い通信設備の運用面での参加をどの程度まで認めるかという点につ いて明確にしていない。ベトナムにおける通信政策には、曖昧さと一貫性の欠落が 見られるが、これは政府組織内における権限の重複や、官僚同士の利益の対立など が一因となっているという見方もある。

現在のところ、自由化と競争の導入は、通信機器製造、移動体通信事業などの分野に限定され、基本通信事業については、インフラ整備がある程度整う2000年ま

(注)

「ニューテル」には他に、タイの ワン・ホールディング、CKDSタ イランド、イタリアン・タイ・ディベロップメント、米国投資銀行 ゴールドマンサックス、日興證券 が参加している。





ASIA

では、事実上VNPTの独占状態が続くという見方が有力であり、今後、VNPTの民営化、競争の導入、外資の事業参画に向け、政治的、法的フレームワークが構築されるには時期を待たねばならない。

図表4:ベトナムにおける固定電話網関連事業の外国企業との契約状況 1992-2000年)

日本・ハーンムにのける回た电前網接手来のが国正来Cの失動がM 1992-20								
契約時期 又は期間	契約者	事業内容	投資額 (百万\$)					
1990-2000	Telstra/DGPT	国際関門局、及び地球局建設、ネットワーク運用(BCC方式)。	197					
1992	テレコム・マレーシア /DGPT	国際通信設備の拡張に関する情報提供(MOU)。	-					
1993	テレコム・ホールディング (タイ)/ホーチミンP&T	ホーチミン市内に1万回線敷設(MOU)。	-					
1993	Telenz/VNPT	2000年までに、5千以上の町・村に固定電話網を敷設 (BCC方式)。	-					
1993-1995	KT/VNPT	クワンニン (ベトナム北部) と、ハイフォンに4万電話回線敷設、運用(BCC方式)。	144					
1994	FT	5年間にわたり電話回線50万回線の敷設。ダナンの地球局建設に投資(MOU検討中)。	420					
1994	Teleglobe (カナダ)	ハノイとホーチミンを光ファイパーケーブルで接続。 タイ/ベトナム/香港ケーブルと接続する陸揚げ局の建 設(調査、研究ベース)。	100					
1994	SR Telecom(カナダ)	僻地における電話電話交換システムの提供。	10					
1994-1998	KT	公衆網の拡張と、共同運用(BCC方式)。	40					
1995	Telstra, Mitsui	国際通信用インテルサット衛星地球局の建設(計画段階)。	3					
1995	Telstra/DGPT	ハノイとホーチミンを結ぶ光ファイバーケーブルの建設。	10					
1995-1996	Telstra	ダナン(ベトナム中部)の国際関門局の新設。	-					
1995	Telstra/VNPT	タイ・ベトナム・香港光海底ケーブルの敷設(BCC)。	90					
1995	NTTI, 住友商事 /VNPT	ハノイに25,000回線の電話網建設(NTTIはBOTを希望)。	25					
1995	Nortel	ハノイ·ホーチミン間を結ぶ3000kmの光ファイバー幹線伝送路の建設。	-					

(注)「-」は、投資額不詳。

1.3 固定電話網の採算性分析

1.3.1 トラフィック傾向

ベトナムにおける電話のトラフィックは、加入回線の増加に比例して国内通話、 国際通話ともにめざましい伸びを示している(図表5参照)。

国内通話トラフィックは1992年から1994年にかけて、前年比60~70%以上の成長を示し、1994年には4億1,000万分であった。また、国際通話も急成長を遂げ、1994年度のベトナム発着トラフィックは、1億4,000万分で前年度比1.6倍近い増加となった。今後のベトナムの通信需要の高まりを考慮すると電話トラフィックは、増加の一途をたどることが予想される。





図表5: ベトナムにおける電話トラフィック推移(1992~1994年)

Here the second of the second									
	1992 年	1993年	1994 年						
国内通話 (百万分)	145	235 (+62%)	410 (+74%)						
国際通話 (百万分)	39	86 (+132%)	140 (+63%)						
加入回線数(万)	17.3 (+33%)	25.9 (+50%)	42.0 (+62%)						

- (注1)各種情報ソースより、KDD総研作成。
- (注2)国際通話は発着分数合計値。
- (注3)1992年のトラフィック増加率は不詳。

1.3.2 ベトナムの固定電話事業

DGPTの固定電話網の整備計画をもとに、上記のトラフィック傾向等を考慮し、1992年から2000年までの郵便・電話収入および固定電話事業からの収入を推定したものが図表6である。この結果、以下の分析が可能である。

- (1)市場経済メカニズムの導入により、ベトナム経済は活性化し、通信需要が増大してきたことから、1992年から1995年までの過去4年間でVNPT電話事業による収入増は4倍以上に及んでいると推測される。
- (2)今後も順調に加入回線数が増加し、電話トラフィックが伸びると、今年中に VNPTの電話収入は、単年度ベースで設備投資額を上回るであろう。2000 年には9億米ドルを超え、1992年から比べると約16倍の成長振りである。
- (3) VNPT の電話事業への依存度は極めて高く、1992 ~ 1994年までは電話収入がVNPTの郵便・電話事業の収入全体の65 ~ 70 %以上を占めており、この傾向は今後も続くものと予想される。
- (4) 国際通話においては、ベトナム着信トラフィックが発信トラフィックを上回っており、発展途上国の例に漏れず計算料金は受取基調にある。計算料金収入がDGPTにとっての外貨獲得の有効な一手段となっている。
- (5)1回線あたりの電話加入回線設定料は、外資系企業の場合、現地企業の3倍 近い料金(現地企業:約360米ドル、外資系企業:約970米ドル)となって おり、通話料金も外資系企業の場合はドル建ての請求となる。ドル払いの収 納料金も、やはり貴重な外貨収入源となっていると考えられる。
- (6) 設備投資に占めるDGPTの自己資金率は、1994年度で1/8以下(約310万米ドル)であり、DGPTは設備投資の大部分を外国企業からの投資や、銀行からの借り入れに頼っている。電話事業による外貨収入のほとんどは、外国企業へのBCCに基づく支払い、及び国際金融機関等への債務返済に振り向けられていると考えられる。





ASIA

(7) Telstraを筆頭とするベトナムにおけるBCC契約による電話関連のインフラ・ プロジェクトは、高い収益率を誇っており、外国企業にとって、非常に魅力 的なビジネスとなっているが、その資金源は、結果的に対ベトナム発信トラ フィックが超過している日米欧諸国が支払う計算料金であり、またベトナム に進出している外国企業の収める通信料金であるという構図が見えてくる。

図表6:ベトナムにおける固定電話事業

D.C. II A DICTION									
	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
加入回線数(万)	<u>17.3</u>	<u>25.9</u>	42.0	62.0	89.0	123.0	162.0	202.0	240.0
新規加入回線(万)	4.3	8.6	16.1	20.0	27.0	34.0	39.0	40.0	38.0
成長率(%)	33	50	62	48	44	38	32	25	19
人口(万)	6,941	7,132	7,246	7,361	7,479	7,599	7,721	7,844	7,970
100人あたりの加入回線数	0.25	0.36	0.58	0.84	1.19	1.61	2.09	2.57	3.01
電話収入(百万米ドル)	<u>59.55</u>	111.10	162.54	239.94	344.43	476.01	626.94	781.74	928.80
郵便・電話収入 (百万米ドル)	81.76	148.18	245.45	265.10	381.74	526.80	695.38	869.23	1034.38
設備投資額(百万米ドル)	106.09	222.80	222.80	265.10	267.00	268.00	270.00	272.00	273.00

⁽注1)各種情報ソースよりKDD総研作成。

2.中国

2.1 計画

図表7は過去5年間 (1991~1995年)の中国の郵便・電気通信事業に関する実績値で、図表8は郵電部が今年1月に発表した今後5年間 (1996~2000年)の同事業計画値である。設備投資総額と総収入については郵便と電気通信事業を合わせた数値であり、きわめて限定的な発表となっている。

図表7と8を比較すると、固定電話網の整備計画について次のようなことを指摘できると思われる。

なお、これらの数字は、新規参入事業者である聯合通信 (China Unicom、以下 Unicom) の計画値を含んでいない。

(1) 郵電部は、2000年の加入者回線数(契約数、セルラー電話を除く)の到達 目標値について1995年末の約2.5倍となる10500万回線とし、1996年単年 の計画値を1035万とした。1997~2000年まで単年に1100~1500万の新 規増設を達成しないと2000年の目標値に届かない。この1100~1500万回 線という数字は、オーストラリア(約890万回線、1994年)とスカンジナビ ア諸国(ノルウェー240万回線、スウェーデン600万回線、デンマーク310 万回線)を組み合わせた加入者回線総数にほぼ匹敵する。このことから諸外 国の交換機や伝送路メーカーにとって、中国は非常に魅力的な市場である。



⁽注2)下線数字は公式発表値。その他はKDD総研の推定値。



図表7:中国の郵便・電気通信事業(1991~1995年、実績値)

年	1991	1992	1993	1994	1995	合計
固定電話網の加入回線数(万)	850	1165	1797	<u>2720</u>	<u>4060</u>	
固定電話網の新規加入(万)	160	315	632	923	1340	3370
郵便・電気通信事業への設備投資総額(億元)	<u>86</u>	<u>163</u>	<u>404</u>	<u>683</u>	<u>985</u>	2321
郵便・電気通信事業の総収入(億元)	204	291	463	688	<u>986</u>	2632
固定電話網の加入回線成長率(前年比、%)		37	54	51	49	
郵便・電気通信事業への設備投資総額成長率(前年比、%)		90	148	69	44	
郵便・電気通信事業への総収入成長率(前年比、%)		43	59	49	43	

⁽注1)下線数字は郵電部発表値。

図表8:中国の郵便・電気通信事業(1996~2000年、計画値)

HOST HOST COOK TOOK THEE						
年	1996	1997	1998	1999	2000	合計
固定電話網の加入回線数(万)	5095	6267	7583	9024	10500	
固定電話網の新規加入(万)	1035	1172	1316	1441	1476	6440
郵便・電気通信事業への設備投資総額(億元)	900	947	997	1050	1106	5000
郵便・電気通信事業の総収入(億元)	1268	1585	1981	2477	3000	10311
固定電話網の加入回線成長率(前年比、%)	25	23	21	19	16	
郵便・電気通信事業への設備投資総額成長率(前年比、%)	-8.63	5.20	5.30	5.30	5.35	
郵便・電気通信事業への総収入成長率(前年比、%)	29	25	25	25	21	

⁽注)下線数字は郵電部発表値。その他はKDD総研の推定値。

- (2)5年間累計の新規増設数を見ると、過去5年の実績値(累計)は3370万であったが、今後の5年間で倍増し6440万が敷設される計画である。これに呼応して郵便・電気通信事業の設備投資総額(5年間累計)も、1991~1995年の2320億元(2兆2400億円、1ドル=8.3元で換算し、さらに95年年平均レートである1ドル=93円を用いて算出)から、1996年~2000年は5000億元(5兆6000億円)へと倍以上に増える計画となっている。設備投資額の大半は固定電話網向けであろうと想像できる。
- (3)過去5年間の設備投資額と総収入の累計値はほぼ同規模(設備投資総額2320億元、総収入は約2630億元)であったが、1996 ~ 2000年の累計値は設備投資総額5000億元に対して総収入を倍の1兆元と計画し、郵電部は好調な業績を予想していると考えられる。
- (4)過去5年間は、加入者回線数、設備投資額および総収入のどれもが前年比 50%以上の成長率を達成した。今後5年については加入者回線数と総収入の 前年比成長率を20~30%前後と計画したが、設備投資額を前年比5%程度 の増額に抑えこんだと推定される。このように設備投資額を抑制した計画と



⁽注2) 1991~1993年の固定電話網の加入者回線数および1991~1994年の郵便・電気通信事業の総収入は ITC's China Telecom Report (Jan. & Feb. 1996) の予測値を使用。

⁽注3)上記(注1)および(注2)以外の数値はKDD総研算定。



ASIA

なっているが、次のような理由が考えられる。

- ・これまでの過度の通信設備投資が中国経済のインフレーション (特に93 ~ 94年にかけて改革・開放以来最悪であったと言われる)を助長した。
- ・諸外国の有力交換機メーカーがこぞって中国の巨大な加入者回線市場に参入しており、中国側から見て交換機などの調達コストが今後引き下がって いくと見込んだ。
- ・資金調達に関して郵電部は将来的にすべての資金を国内から調達すること を目標としていると言われており、目標達成に向け採算性を重視した計画 を策定した。

2.2 外国通信キャリアの事業参加

郵電部は、1995年7月に同部から切り離されて正式に独立事業体となった電信総局(China P&T Directorate-General of Telecommunications、以下略称のChina Telecomを用いる)が単独で通信事業を営むことを基本とし、公式には、China Telecomへの出資や、外国通信キャリアを含めた外国企業による固定電話網やセルラー電話網の整備事業への参加や共同出資を認めていない。

現在行われている外国通信キャリアとChina Telecomとの共同事業については、 あくまでも「試行的な」ネットワークやページングなど競争導入を行った一部の市場に限定した投資に留まっているとの建前を郵電部はとっている。

郵電部は将来的にすべての資金を国内調達することを目標としており、今後5年間の郵便・電気通信事業の設備投資総額(累計)である5000億元のうちおおよそ17~20%となる850~1000億元(9500億円~1兆1千億円)を外国の政府や銀行から借り入れるが、残りの約80%を国内調達する計画である。これまで交換機や伝送路の建設に関する資金調達において、一部の例外(香港テレコムなど)を除き、China Telecom は外国通信キャリアを含めた外国企業から資金的な支援を仰いでいない模様である。

しかし、China Telecomの競争事業者Unicomは、外国企業による同社への出資を認めるよう国家計画委員会に働きかけている。Unicomと外国企業の共同出資企業が通信設備を建設した後に同設備をUnicomに引き渡し、Unicomがその事業収入から外国企業に返済するいう方法が検討されている模様である。この方法は、外国企業の経営参加を認めないという郵電部の方針を逸脱しないように配慮した提案であり、資金調達のみならず技術支援も享受することを期待していると思われる。郵電部は2000年まではChina Telecomの事業に対する外国企業の出資を認めないであろうという見方が一般的であるが、Unicomへの外国企業の出資が実現した場合、郵電部の従来の方針が将来的に再検討される可能性も少なからず残っている。

2.3 固定電話網の採算性分析

図表9は、郵電部発表の実績値と計画値を元に、1994~2000年までの固定電話





網からの収入と同電話網設備への投資額を推定したものであるが、次のような点を 指摘することができると思われる。

図表9:中国の固定電話網の整備計画(推定値)

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
加入者回線数 (万)	<u>2720</u>	<u>4060</u>	5095	6267	7583	9024	<u>10500</u>
新規加入(万)	923	1340	<u>1035</u>	1172	1316	1441	1476
成長率(%)	53	49	25	23	21	19	16
人口(億)	12.06	12.23	12.40	12.57	12.75	12.92	13.11
普及率 (per100人)	2.26	3.32	4.11	4.99	5.95	6.98	8.01
電話収入 (億元)	631	918	1022	1257	1530	1839	2205
固定電話網への設備投資額(億元)	478	690	630	663	699	736	775
郵電事業全体に占める電話収入比率 (%)	92	93	81	79	77	74	73

- (注)下線数字は郵電部発表値。その他はKDD総研の推定値。
 - (1) 1994年と1995年の両年は郵便・電気通信事業の総収入に対する電話収入の依存率は90%を越え、その後も2000年まで同比率は70~80%の水準を維持すると推定され、電話事業は郵電事業の大きな収入源となっていると考えられる。1996年以降に同比率がやや低下していくが、これはセルラー電話サービス収入の総収入に占める比率が徐々に大きくなっていくからだと想像される。
 - (2) 図表8を元に電話収入の内訳を算定すると(図表10参照) 国際通話収入に対する依存率が高く、1994年の約32%から2000年には58%に高まる。特に、国際通話収入の70%程度を占める香港宛国際通話収入依存率が約23%から37%へと増加すると推定される。

図表10:電話収入の内訳(単位:%、推定値)

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
電話設置料収入	53	51	35	33	30	27	23
基本料(市内通話)収入	4	4	5	5	5	5	5
長距離通話収入	11	11	14	14	14	13	13
国際通話収入	32	33	45	48	51	54	58
(再掲:香港宛国際通話収入)	23	23	27	29	31	34	37

3 . **まとめ**

3.1 固定電話網の整備事業の見通し

社会主義国であるが市場経済メカニズムを導入したベトナムと中国は、経済発展の基盤となる固定電話網の整備事業に力を注いできたが、単独事業としては採算性





ASIA

も向上しており、効率的な事業運営がなされていると推察される。ベトナムが1996 年頃に、中国が1994~1995年頃に、設備投資額を収入が上回る状況に転じている と推定され、今後黒字基調が定着していくと見込まれる。

1995年におけるベトナムと中国の固定電話網の市場規模を比較すると、加入者回線数では、ベトナムが62万、中国が4000万である。収入では中国(中国がベトナムの約15倍の人口を有している)がベトナムの約20倍である。中国は1995年に人口100人あたり3加入の普及率を達成したが、ベトナムが同レベルに到達するのは2000年であり、この点では中国がベトナムの5年先を走っている。

加入者回線数の成長率では、両国ともに、1995~1996年頃に急成長時代に終止符を打ち、今後2000年にかけて成長率が徐々に縮小する転換期を迎えている。

3.2 外国通信キャリアの参入

固定電話網の整備事業に関し、ベトナムと中国は外資通信キャリアの事業運営や 経営参加をこれまで認めていないが、通信設備の建設レベルで外国通信キャリアの 出資が実際に行われている。

ベトナムはBCC方式による通信設備の構築を奨励してきた。一方、設備投資資金の自国調達を目指す中国は、公式には通信設備の建設レベルにおける外国通信キャリアの出資をこれまで一切認めなかったが、Unicomに対する外国企業の資本参加を認める方法を検討しており、いずれ何らかの決定が下される可能性が高い。

しかし、ベトナムと中国は、通信設備の建設段階で外国通信キャリアに資金と技術を提供させるに留まり、サービス提供にかかわる事業運営には参画させないであるう。外国通信キャリアによる通信設備の建設事業への出資を認めても、事業運営への参加を認めるにはまだ時間を要すると考えられる。

【参考文献・資料】

- ベトナム -

「ベトナム経済白書1993-1994」 株式会社みらい(1995年9月)

「ベトナム」国際経営・投資ガイド、東洋経済新報社 (1995年9月)

「世界のテレコムニュース 特集号」(1995.12.25)

Telecom Markets in Vietnam, Laos, Cambodia, January 1995, Pyramid Research, Inc.

ASIA-PACIFIC TELECOMS ANALYST (6/5, 7/17, 12/4, 1995)

Asian Communications (May, Nov. 1995, Feb. 1996)

The Asian Wall Street Journal (4/15,1996)

Financial Times (2.29, 1996)

- 中国 -

KDD**香港(**3.8)他

KDD 北京事務所 (2.16) 他

KDD 上海事務所 (2.28) 他

中国郵電部・アニュアルレポート (1994年)

香港テレコム・アニュアルレポート (1995年度)

TeleGeography 1995

CTC NEWS (2/5, 3/20)

ITC's China Telecom Report (Jan. & Feb. 1996)

Telecom Asia (Jan. 1996)

Telecom Markets in China, March 1996, Pyramid Research, Inc.

The Asian Wall Street Journal (4/12-13)





欧州委員会

完全自由化指令を正式採択

■ 98年以降の規制の枠組みが確立。代替インフラの自由化実施は96年7月1日に。

欧州委員会は3月13日、「電気通信市場における完全競争の実施に関してサービス自由化指令(90/388/EEC)を修正する委員会指令(96/19/EC)」(完全自由化指令)をローマ条約90条に基づき採択した(注)。内容は、昨年10月発表された指令案と大筋で変更は無いが、実施のスケジュールを巡って加盟国間で意見の食い違いが見られていた代替インフラの開放については、96年7月1日よりとされた。

なお本指令はEU 官報掲載日 (3月22日) の20日後に発効し、加盟国は発効後9か月以内に、本指令に基づいた国内法の改正を行わなければならない。

96/19/EC **の概要**

-90/388/EEC**の修正**-

第1条: 各定義の修正及び追加

第2条:特別・排他的権利の撤廃

- ・ネットワークの構築・提供を含む、電気通信サービスの提供に関して、以下を撤 廃する。
 - (a)排他的権利
 - (b) 客観的、公平、非差別的な基準に基づかずに事業者数を限定する特別権
- (c)客観的、公平、非差別的な基準に基づかずに一部の事業者に認められた特別権
- ・基本音声サービス及び公衆電気通信網の構築・提供に関しては、1997年12月31日まで特別・排他的権利を維持してもよい。
- ・基本音声サービスの提供を除く代替インフラの利用は、1996年7月1日より認め られる。
- ・サービス及びネットワークの完全自由化、代替インフラの自由化とも、ネットワーク整備の遅れた加盟国(注2)には5年間、ネットワーク規模の小さい加盟国(注3)には2年間の猶予期間を与える。
- ・音声サービスを除く電気通信サービスの提供、公衆電気通信網ならびに無線周波

(汪1)

委員会指令とは、特別権・排他権を享受している公的部門が市場原理を歪めていると判断される場合、欧州委員会が閣僚理事会に付議することなく加盟国に対して直接発出する指令。公共企業や排他的権利を有する企業の非競争的行為に関しては、ローマ条約第90条において欧州委員会に法的権限が認められている。

(注2)

スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドが該当する。しかしこのうちスペインは指令通り1998年、アイルランドは2000年の自由化を目指している。

(注3) ルクセンブルグが該当。





EUROPE

数を利用するその他のネットワークの構築・提供については、一般的な認可手続き(general authorizaion)又は届け出(declaration)のみで可能としてもよい。

(注4)

加盟国が電気通信網の構築・運用 や電気通信サービスの提供に条件 を付与する際の、一般の利益に基 づく非経済的な根拠。その例とし てネットワーク運用に関するセキ ュリティーの確保、周波数の有効 利用などが挙げられている。

(注5)

制限を最小限にとどめるという原則

第3条:ライセンス手続き

- ・加盟国は1996年12月31日までに、以下の条件に則ったライセンス付与・届け出 の手続きを、実施に先だって欧州委員会に通知しなければならない。
 - -必要条件 (essential requirements)(注4)
- -サービスの継続性、利用可能性、品質に関する貿易規則
- -第4c条で定める原則に基づく、ユニバーサル・サービスに対する費用負担義務
- ・加盟国は、周波数の不足や比例性の原則(principle of proportionality)(注5)に基づき正当化される場合のみ、ライセンス数の制限が可能。
- ・加盟国は、ライセンス及び届け出手続きを1997年6月30日までに公開しなければならない。
- ・1997年6月30日までに、全ての電気通信サービスに関して十分な電話番号を利用可能にする。番号の付与は、客観的、非差別的、公平、透明な手続きにより行わなければならない。

第4a条:相互接続

- ・電気通信事業者は、自社の音声サービス及び公衆交換サービス網に対し、客観的 な基準に基づく非差別的、公平、透明な条件により、相互接続を提供しなければ ならない。
- ・電気通信事業者は、1997年6月30日までに、相互接続に関する条件 (terms and conditions) を公開しなければならない。
- ・本条は特別・排他的権利の撤廃から5年間適用される。

第4b条:番号案内

・電話帳の作成、電話番号案内サービスに関する排他的権利を撤廃する。

第4c条: ユニバーサル・サービス、リバランシング

- ・ユニバーサル・サービスの提供に関する費用負担義務は、公衆電気通信網を提供する事業者にのみ課す。また、客観的かつ非差別的な基準、比例性の原則(principle of proportionality)(注5) に基づき、費用負担の割当を行う。
- ・加盟国は、通信事業者が実際のコストに基づいた料金設定を行うために、タリフのリバランシングを行うことを認めなければならない。

第4d条:公道使用権 (rights-of-way)

・加盟国は、公衆電気通信網を提供する事業者に、非差別的に公道使用権を付与しなければならない。ただし、新たに公道使用権を与えることが不可能な場合には、 既存の管路に対するアクセスを保証しなければならない。

第8条:会計分離

電気通信以外の特別・排他的権利を与えられている企業が音声サービスや公衆電気通信網を提供する際、その売上げが5,000万ECU(約69億円)を超えた場合に



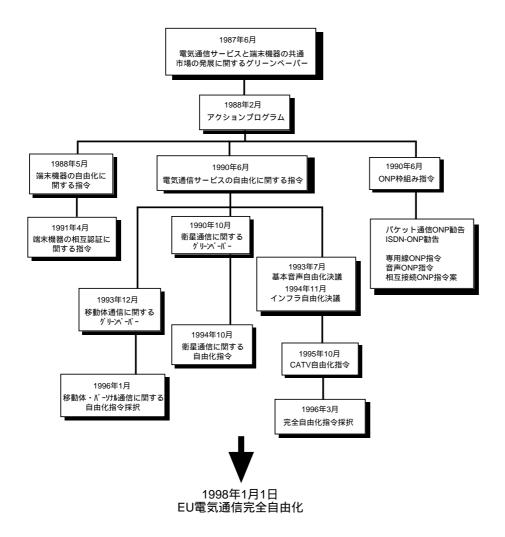


は、本来業務との会計分離を行う。

(園山佐和子)

<出典>KDDベルギー(3.29)

EU電気通信政策の法的枠組み







EUROPE

(注6)

93年10月のストライキでは75%、 95年10月には65%の組合員が参加している。

(注7)

政府は、ボン総裁に説得を求める とともに、以下の方針を示してい る

- 1.FTを公共サービス提供事業者と 位置づける
- 2.政府が過半数の株式を保有する 3.現在公務員の身分を有する者に 対して、民営化後も引き続きこ の地位を維持する
- 4.雇用の保証
- 5.年金受給の権利の保証

フランス

FT労組のストは低調?

│ 4月11日のストライキで、組合員の参加率が約45%に落ち込む。早期にFT民 │ 営化なるか?

フランステレコム (FT) 従業員の加盟する労働組合は4月11日、FTの民営化に 反対するストライキを予定どおり実施したが、これに参加した組合員は、全体の約45%にあたる15万5千人にとどまった(注音)。フィヨン技術情報郵便大臣は、これを、FTのボン総裁による従業員の説得が成功しつつある兆候(注7)と見ており、FTの法的地位を変更する法案を、早ければ来月にも提出する見込みである。

(園山佐和子)

<出典>KDDパリ事務所(4.15)、Financial Times(4.15)

スペイン

テレフォニカ、国際電話料金を引き下げ

■ 完全自由化の猶予を返上したスペインでは、一刻も早い競争環境の整備が求められている。

テレフォニカは3月28日、国際電話料金の引き下げ計画を発表した。認可が得られ次第、5月1日からの実施が予定されている。

<出典>KDDマドリード事務所(4.1/23)、Financial Times(3.29)他

料金は付加価値税込

対地	4月30日まで (3分間、ペセタ*)	5月1日以降 (3分間、ペセタ)	値下げ率(%)
米国	634	384	40
EU 域内	383	287	25
日本	1,187	732	38

^{*100}ペセタ=約86.86円

© C●MMENT

EUの完全自由化指令において、スペインはネットワーク整備の遅れた国として5年間の猶予を与えられている。しかし、スペイン政府は既にこの猶予期間の返上を表明しており、98年の完全自由化に向けて早急なタリフのリバランシングが必要となる。 (園山 佐和子)





ベルギー

ベルガコムに新出資者現る

ベルギーの2つの銀行と持ち株会社が5%を取得。

ベルギーの銀行Kredietbank、Credit Communal de Belgique 及び持ち株会社 のSofina の3 社は3月20日、昨年12月にベルガコムの株式49.9%を取得したコンソーシアム(注意)に、新たに出資した。この結果出資比率は、上記3社で合わせて5%、アメリテック35%、テレダンマーク33%、シンガポールテレコム27%となった。 (園山 佐和子)

<出典>Financial Times(3.21)

(注8) アメリテック / テレダンマーク(TD)/ シンガポールテレコム(ST)連合。 それぞれの出資比率は37%、35%、 28%であった。

イタリア

テレコム・イタリア、国際電話料金を引き下げ

ポスト98年を睨んだリバランシングであると共に、コール・バック対策も?

テレコム・イタリアは3月19日、一部対地宛ての国際電話料金の引き下げを発表 した。その内容は以下のとおり。

<出典>テレコム・イタリアプレス・リリース(3.19)、Financial Times(3.21)他

料金は付加価値税別

対地	種類	3月19日まで (3 分間、リラ*)	3月20日以降 (3分間、リラ)	値下げ率 (%)
英国	通常	2,769	2,268	18.09
カナダ、米国	通常 ディスカウント スーパー・ディスカウント	5,476 4,276 3,933	3,832 3,334 3,168	30.02 22.03 19.45
ラテンアメリカ14か国**、 フィリピン、ヨルダン、 シリア	通常	11,535	10,783	6.51
香港、台湾	通常 ディスカウント	12,406 12,406	10,783 9,373	13.08 24.45

^{*100}リラ=約7.16円



^{**}ボリヴィ^{・ア}、ブラジル、チリ、コロンピア、コスタリカ、キューバ 、エクアドル、エルサルバドル、 グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー



EUROPE

© C●MMENT

イタリアではこの約2か月前に、市内料金の値上げを含む、より抜本的なタリフのリバランシング計画が発表されたが、消費者の猛反対にあい凍結された。イタリアはEU加盟国の中で最も長距離料金の高い国のひとつであり、98年の完全自由化に向け、早急なリバランシング実施の必要に迫られている。今回はコール・バック・サービスへの対策もあってか国際電話料金の値下げのみにとどまったが、今後市内料金の値上げも必至と見られている。 (園山 佐和子)

ギリシャ

OTE の株式売却成功

■ 購入申込が殺到したため、6%放出の予定を変更して8%に。

政府は4月19日、通信事業者OTEの株式8%(注9)をアテネ証券市場へ上場した。 OTE株は国内の機関投資家を中心に人気を集め、19日一日で、株価は4,000ドラクマ(約1,774円)から4,320ドラクマ(約1,916円)まで上昇した。今回の成功を受けて政府は、今年中にさらに数回にわたる株式売却を予定している。

<出典>Financial Times(3.14/27/4.2/22)他

© C●MMENT

過去2回の民営化計画の挫折、また労働組合の一貫した反対により、今回の計画についても冷ややかに見る向きが多かったが、OTE はギリシャで最も高い利益をあげている企業の1つでもあり、売却は成功裡に終わった。ソロモン・ブラザーズが最近発表したレポートによれば、OTE は非常に高い成長の期待できる事業者であり、ネットワークの近代化により売上の大幅な伸びが見込まれるという。

(園山佐和子)

(注9)

3月26日から29日までの募集期間中、約5倍もの購入申込が殺到したため、先に成立したOTE民営化法に則って当初予定の6%から変更された。





ロシア

スプリント、ロシアでISDNの提供準備

本年中にロシアで国内及び国際ISDNを提供予定。

スプリント・インターナショナルとロシア系通信事業者 (Russian Central Telegraph 社) とのデータ通信合弁会社 Sprint Networks 社(注10) は、次のとおり公衆 ISDN サービスの提供計画を発表した。

- ・モスクワ~サンクトペテルブルグ間で商用化テストを行なう。
- ・テストが成功した場合には、先ず、1996年第2四半期にモスクワ、サンクトペテルブルグ、ノボシビルスク、エカテリンブルグ、ウファ、及びイルクーツクで国内ISDNサービスの提供を開始する。
- ・さらに本年秋目途に国際ISDNサービスの提供を開始する。

<出典>Telecomeuropa(2.26)

© C●MMENT

本件におけるスプリントの活動と50×50計画に参画しているドイツテレコム、フランステレコムとのグローバルワンベースでのロシアにおける提携・戦略については、現段階では憶測の域を出ないが今後注視していく必要があると思われる。

(寺嶋 眞)

(注10)

Sprint Networks社は、従来よりパケット交換サービスを提供している





「開発途上国等への キャリア・メーカー参入状況」

(A4版 183ページ) 定価10,000円(消費税込)送料340円

アジア、中南米、中近東、東欧、アフリカの55ヶ国を網羅

社会・経済発展に不可欠な要素と位置付けられている情報通信インフラストラクチャー。 多くの開発途上国が、国の重要施策として、 その整備に取り組んでいます。本書は、アジ ア、中南米の開発途上国を中心に世界55ヶ国 について、電気通信事業の民営化、通信事業 への外資導入政策、通信メーカーの参入状況 等をまとめたものです。

掲載内容

- 1. 通信事業者
 - ・基本通信
 - ・セルラー電話
 - ・その他
- 2. 民営化に関する政策
- 3. 外資導入に関する政策
- 4. 通信サービスへの外国 通信事業者・メーカー の参入状況
 - · 外資導入状況
 - ・通信機器の供給状況
 - ・現地生産

KDD総研



世界の通信ビジネスの最新情報誌

1996 May

(編集後記)

KDD総研R&A誌を毎月ご愛読いただきありがとうございます。本誌はこれまでニュース解説的記事を中心に掲載してまいりましたが、内容の充実を図るため、今迄以上に解説に重点を置いた長編記事を多く掲載するように、今月号から紙面の構成を改めました。不備な点が多いとは存じますが、今後とも引き続きご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

(立花 敬)

行 日 1996年5月20日

発 行 人 景山 正

編 集 人 立花 敬 発 行 所 株式会社 KDD総研

〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F

TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017

年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)

レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,

London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

真韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及 (株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338